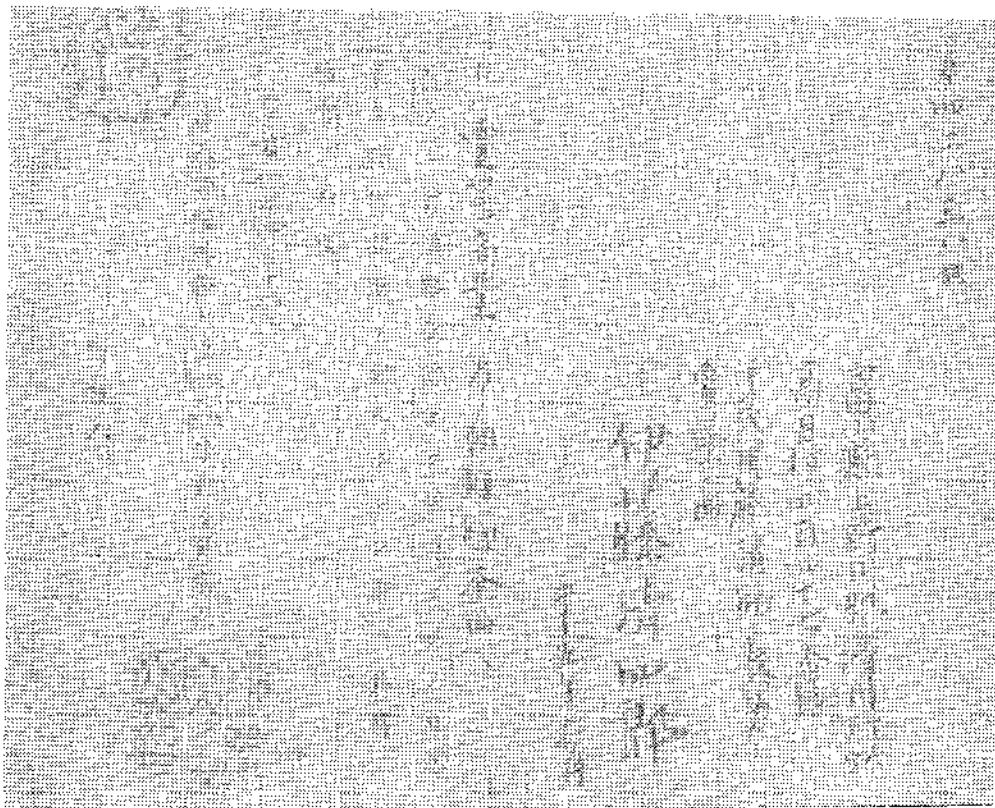


V

海外壳藥



明治28年4月 朝鮮壳藥行商旅券章（伊藤安重氏蔵）

本文911頁参照

明治廿八年四月十八日

日本帝国外務大臣從二位勳三等子爵陸奥宗光

外務印局

所持人

(伊藤家所藏)

五〇 明治二十八年一月 売薬行商人の中国巡察

○売薬家の支那行 当市弘明堂員水上滋次郎氏は是れまで山口県馬閔地方へ売薬行商せしが本年一月仁川丸乗組員となり大連湾、金州、盛京省、榮城灣、威海衛、旅順口等を巡察し此程馬閔へ無事帰着したりと

(「富山日報」明治二十八年四月二十九日)

五一 明治二十八年七月九月 廣貫堂の台湾売薬

○廣貫堂の台灣賣藥 前号にも記るせし如く當市梅澤町廣貫堂にては先きに堂主村澤金廣氏支那朝鮮等の状況を視察し大に売薬拡張の計画をなせしが氏の帰着以来夫れく拡張の件に付調査する所らあり今度は愈台灣に向て売薬を弘めんと云ひ此程堂主より相談役及議員を集めて協議せしに孰れも同意を表し台灣に支店を設け十余名の監督者を派出して売薬行商をなすことに内決し昨日は午前八時より堂員

第四二八三八号
富山県上新川郡滑川町大字
高月村四百四十七番地
日本海外
平氏 伊藤清助長男
亮業商

伊藤清四郎

二十五年六ヶ月

右ハ賣藥商業ノ為メ朝鮮釜山へ
赴クニ付通路故障ナク旅行セシメ且必
要ノ保護扶助ヲ与ヘラレン事ヲ其筋ノ
諸官ニ希望ス

一同を召集して協議したるに是亦異議なく通過せしより不
日開設する通常会議の一議案として発付する由に聞けり又
た台灣の事に就ては兼て精査せし者もあり収益の目的も十
分なる由なれども何分同地方の騒乱未だ止まず万事不整頓

藥賣なる折柄なれば一時苦痛を感じることもある可しと雖も此

V 辺は予め能く覚悟し百折不撓未來に富山売薬の声価を挙げ海外個の収益地と為すの決心なりと聞けり洵に^か活る次第とせば

富山売薬の面目茲に一新し是れまで我が売薬業を輕侮したる他邦人も頓に警醒する所らあらん、廣貢堂今回の一舉亦富山市の為めに悦ぶ可きなり

(「富山日報」明治二十八年七月二十七日)

○台灣売薬販賣派出員の出発 当市梅沢町廣貢堂第一回台

灣島売薬販賣派出員日南田宇八郎、井上唯太郎、吉本吉

次、中川俊一、藤井論三の諸氏は愈々来る二十日當地出發する由にて廣貢堂員は本日午後より八清樓に於て送別会を催すといふ

(同、明治二十八年九月十七日)

五三 明治二十九年二月 台湾売薬とハワイ売薬

○廣貢堂員の出發 台湾島販賣派出員たる廣貢堂員日南田、中川、藤井、吉本、井上の五氏は昨日午前五時當地出發東岩瀬港へ赴き同港より汽船に乗り魚津町にて関野氏と同道東京へ赴きたり右に付廣貢堂員及び親戚知已等は東田地方村邊へまで見送りたり

○台灣へ販賣の薬種 今度當市梅沢町廣貢堂より台灣島へ五名の売薬派出員に行商せしむる薬種は左の如し

△寶丹丸△寶丹△引風特功解熱丸△反魂丹△熊胆圓△快通丸△經驗有功庶病專門藥△鎮虫丸△治病はら薬△無二膏△健胃強壯毘爾斯△健胃奇功胃散△神通丸△即功紙△救衆湯△鐵飴

(同、明治二十八年九月十九日)

○台灣売薬と布哇売薬 守田の宝丹岸田の精鑄水は夙に支那朝鮮等へ輸出せらるゝものなかりしが近來我富山売薬家の奮励と共に富山反魂丹に一新面目を加へ弥々海外輸出の端緒を開き日今は新領地台灣及び布哇國に於ける出稼内国人の需用に止るが如しと雖ども何れも土人若くは外人中日本売薬の安価にして利便なるに感じ追々日本売薬を需

(同、明治二十八年九月二十日)

用するの傾向ありて布哇国へは今より十年前単身亦手労働出稼者として渡航したる本県上新川郡安養寺村安森佐助氏は夙に起き夜に寝ね人の酒に耽けり賭博する暇に勤僕貯蓄し竟に布哇國の都府ホノルム府ヌワノ街にて一雜貨店の主人となり去る明治廿六年父祖墳墓の地安養寺村へ墓参の為めに帰りし時の思ひ付きが始めて爾來年々數千円の売薬を仕入れ行き昨年一昨年とも三月にさへなれば主人自ら他の仕入用と共に横浜より富山に来りて売薬を仕入れ、日下袋町寺田青陽堂より安森氏に送れる薺鉄丸、明治丸、春丸、熊胆丸、五臟丸、蒼龍丸、神丹、通じ丸、寶母散、妙振り出し、如神丸、セメン丸、反魂丹、感應丸、司命一角丸等内地供給の価格に三倍計りの定価を付せしもの一回に五百円乃至千円の者を輸出する由又た台灣へは昨年十月一日廣貫堂員日南田宇八郎、中川信一、井上唯太郎、藤井諭三、吉本吉治の五氏横浜抜錨同七日に着して夫れく計當し基隆台北台南の三市に商店を開き鉄飴、脚氣薬、清心丹、神藥、解熱丸、快通丸、痢病はら薬、鎮虫丸、胃散、日薬、千金丹、救衆湯、インキンタムシ薬、寶丹、無二膏、赤万

即功紙、其他沃士ホルム剤の膏薬を以て日々現金商ひを為せるが何分彼我の情勢未だ充分に通ぜず病名能書等は尙内地供給のものゝ儘なれば売買の途開けず唯膏薬、寶丹、神藥、鉄飴、脚氣薬の如きは已に土人等の需要最も迫れるものにて日々内地人外に売れ行くも台灣は元來生活の程度低き故か麝香剤は最も好み居るも少しく代価の高きものは兎角買ひ得ず脚氣、梅毒、頸病、腫物、創傷は台灣各地の名物程多き病なるも常に彼の支那流薬舗の主人にして医術を施せる薬種屋療治にて安価に仕済まされ半療治の結果片輪ものも少からざれば同島の追々開化の域に入ると同時に土人衛生を重ずることとなるべければ売薬業は将来最も望みあるものゝなりと云ふ

〔富山日報〕明治二十九年一月九日

三四 明治二十九年七月 台湾行売薬

○売薬 將來大に望みを属すべきは此營業とす台灣素と医に乏しく偶ま先生と称する者あるも我旧幕時代に門前雀經

を張りし片田舎の庸医にも劣れり偶ま我軍隊の通過駐屯す

五百 明治二十四年七月 ハワイの完葉事情

る處る軍夫職工等携帶の寶丹キニーネ丸其他有合せの完葉を与へて手当を施すに彼等は老若男女を問はず先生々々

○布陸だより

ホノルム府に於いて ye 生

(医者の意)と称して葉を乞ふの有様あはれにも又五月蠅ほどなりしが既に其當時に於て彼等は日本に良葉あるを知り日本の完葉を厚く信用せり富山の廣貫堂は昨年十月以来富山固有の行商方法により先づ取敢ず取次所を新竹付近の地まで拠めたるに頗る好結果を見たり只茲に注意を促すべきは上包の体裁にして彼れ素より福、寿、囍等の文字を非常に愛し且つ金箔を好むが故に金文字に印刷するは尤も妙ならん又た効能用法等も漢文になし且つ彼等は我国に比し

生活の度低きが為め価少なるを欲するより五錢の物なれば尚之を分けて一個二錢或は三錢位の小包となす方よろし日本台湾土人に行はるよきは寶丹、清涼丸、千金丹、解熱葉、精錠水、膏葉にして日本人向は寶丹、解熱葉各種梅毒の葉なり

（『富山日報』明治二十九年七月十五日）

而して帝国の大植民地として尤も多数の居留民を有する当布陸に於ける完葉の現況は如何なるかを禿筆ながら些か諸君に御紹介申上度候定めし諸君には御承知にも候はんが現時布陸の在留本邦人は五万有余人の多きに達しその多くは労働者のみ、此の労働者が斯く数千海里を隔つる異域に在つて病む事あらんか其の時は唯だ医師と完葉との両者あるのみ、然るに僅少なる労錢を得て營々たる労働者は如何に

せんが医師の家に至れば吉向の診察料として金武弗外に一日分の薬は少くも五拾仙以上を要する次第にて一度医師の家に至れば直に日本通貨五円以上を消費せざるを得ざる様の訳合なれば成るべく医師の家に行くを避けんとするは人情の免れざる處、此時に当つて只だ便りとすべき者は売薬の一あるのみなれば売薬は實に有望なる業と考へられ候、然るに此の有望なる売薬業が今日まで何県の人に依つて當まれ居る哉と云ふに殆んど山口県人の專有業となれる有様に御座候。

諸君富山市は如何なる地なるか帝國中至る處、山間僻地の小児に至るまで富山の名を識るは、富山の売薬に依つて然る次第にて、売薬の富山か富山の売薬か殆んどこれを混淆する如き有様なるは人も知り、自らも許し居る所なり、然るに今日の富山売薬は何たる有様なるか近者青年輩に依つて拡張云々は唱道されつゝあるも其の実効は未だ見る能はず、只祖先伝來の旧得意を固守して県人同志の競争を事とし五錢や拾錢の利益に同志打を為し居るのみにて時に或は台灣に廣貫堂の拡張ありと雖もこれ台灣は内地を去る僅に

二昼夜程にて且つ今は我が版図内にあり海外売薬者として其の名を知るは唯だ朝鮮に於ける土田氏一人のみ、而かも朝鮮と布畦とは国土に於いて、居留人民に於いて、其の富士人間にも富山の富山たる売薬の名を輝し居る事は疑ひを容れざる處と存候。昨年迄は当府に上新川郡人にて売薬店を出したるものありしも他の商業の為め失敗して既に閉店せり顧みれば實に情なきことにて嗚呼一人の八重崎屋あらざるかとの嘆声を発し申候小生が斯く云へば吾が友人諸氏は一笑に付し且つ改めん、小生はこれを知れり小生は素より在郷中売薬を以て本業とせりされば一昨年諸君と袂を別かつて當り我が本業として富山市人の義務として必ず其の業を試みんと決心せり然れども小生素と無資本にして単身入社せしもの俄かにこれを嘗むを得ずなほ両三年間は労働に服し多少の資本を得て囊の誓言は必ず断行せんことを期し居候今我富山市の青年諸氏が拡張策として海外視察員派遣云々の決議ありしを聞く若し當布畦国に志すあらば小生及

はすながら應分の便宜を与へん且つ斯業を営む方法に就いては大に日本内地と其の趣を異にする点少なからず候に付御照会だにあらば小生も今日まで調査したる結果は惜しまず御報道可中上候青年諸君健在能く拡張を策せられることを祈る勿々

若し御照会の節はホノルム府武田商店内郵便函九八六富山県人として小生宛に

(「富山日報」明治三十四年七月二十四日)

■六 明治三十五年三月 ハワイの売薬店

○富山売薬店を布哇に開かんとす 富山売薬を海外に輸出せんとするの議は今まで富山売薬同業組合及び売薬青年会等において屢々唱導されありしも抄々數その実行者を見る能はざるは土地不案内手続きの困難並に資金の支障等に因りしならんか。今度売薬青年会員たる當市東田町の大崎梅次郎氏はその実兄常次郎氏が兩三年前より布哇に在りて土地の実況等に通じ居るところより之と共同して彼の他に富

山の特産たる売薬の店舗を開いて大に富山売薬の新販路を得んと決心し製薬等の準備をなしつゝある由にて既報の如く施行免状下付方をその筋へ願出たるが多分来る四月中旬に渡布する計画なりと聞く洵に斯業前途のため喜ぶべきことにしわれ等はこの種の計画が続々実行されることを望んで止まざるものである

(「富山日報」明治三十五年三月十二日)

■七 明治三十七年四月 日露戦争と富山売薬

在京城明洞羽多野松太郎方高砂安之助氏より本社に左の一書を寄せ來れり當業者等の参考となるべき節もあればこれを掲ぐ

余は日露戦争を機とし、我が征露軍に従ひて売薬行商せんと欲し去る二十一日門司出發、四日午後仁川港へ着、上陸後市内の行商を開始致し二日間滞在、後六日京城に入り、引続き行商致し傍ら商況祝察致居候が、先づ売薬の販路および販売する方法等、聊か愚考を左に記載致候、

尤も当初の目的は軍隊に有之候得共、当地の商況は軍隊に従はざるも相当の収入有之候間、生等行商部（小生と一人連れなり）暫時当地に滯在の上時期を見て出發致す心得に有之候、我が富山売薬は当地日本人民一般に信用して服用することは、誠に喜ばしきことに有之、然れども居留民は人情浮薄にして内地人と比するを得ず、薬品定価は千金丹拾錢（廿錠入）廿錢（四拾錠入）如神丸（は三粒入）拾錢、何れも無印紙にて宜敷現売行商にて平均（着後五日間）一口一人に付一円五拾錢より弐円五拾錢位の売上にして、内地人の大工人夫守備軍隊等に販売する者のみ、然るに韓人は非常に薬を買ふよしなれども、如何せん言語不通、殘念ながら販売するを得ず、通弁を引連れ販売すれば宜敷候へ共、且下韓語を解する者は不残微発せられ、残りし向は一日弐円以上を宿料以外に支払はざるを得ず、此に於て何品によらず朝鮮に向つて発売を試みんと欲する人は、必ず先づ韓語を習得し、

韓人を顧客となして商業すれば、何商人に限らず必らず利益有之候、韓人は其日得れば其日費消する習慣にして、

言語相通じ物珍らしき物品は、何によらず買入ると云ふ有様にて至る處づらくと遊び歩るき、或は立食をなし、或は立見をして錢が盡くれば亦働らきて之を得ると云ふ有様なれば、露店の前は韓人の山を築き、通行も出来ざる程に有之候、余□前行商地熊本県の如き、毎年県会の決議を以て、韓語学生を派遣し、今や当地に於て熊本人は第一位を占め、或は漢城新報を起し、屈指の商家は大概熊本人に有之候願はくは売薬業者諸君、薬学校に韓語科を加へ商業會議所の決議を以て、或は留学生に或は視察員を派出して、大いに富山売薬の販路を拡張せらる事を望む、實に売薬事業は前途有望なり、薬学校卒業生諸君、売薬家諸君、奮うて起てよ、言語さへ分明なれば、或は農業に或は漁業に、現時韓人の智力は日本帝国の豊太閣時代の能力なり、言語さへ通すれば、何事も成功するなり、渡韓の人には出来得る丈けの便宜を与へん

二白、韓貨の一円八拾六錢は日貨の一円に相當致候へ共小取引は一錢に対する一錢に有之候通常大工は一日日貨

一円七八拾錢、床屋は一人四拾錢、裁縫賃は拾一枚四拾五錢、羽織は五拾錢六拾錢、貸夜具は一日一枚に付拾錢、宿料は一円八拾錢以上、下宿は七拾錢以上、酒煙草は安値にて内地と大差なし、湯賃は一人五錢、石工、鍛冶屋は随分仕事有之模様に御座候、韓人の家に宿泊すれば日賃の廿五錢（二飯）位に有之候由

（「富山日報」明治三十七年四月二十七日）

五〇 明治三十七年四月 韓国売薬視察
当市給出輸金木彌三次氏は今回韓国全羅道寧陽、榆川地方売薬業兼視察の為め渡韓するに付き富山県貿易協会へ添書下付方を出願したるに付き李家同會長より昨日同會釜山領事へ向けて添書を下付したり

（「富山日報」明治三十七年四月二十七日）

五九 明治三十八年九月 輸出売薬方数と価格

（「富山日報」明治四十年十月八日）

八月中富山税務署の承認を経て海外へ輸出したる売薬の輸出先方数及び其価格は左の如し

大連 三方	百八十円五十錢△管口	三方 九百一十五円△清國	十八方 二千三百六十四円七十錢△南洋
一方 二百円△布哇	四方 八百五十九円△韓太	二方	六百円△計 三十一方 五千一百二十九円二十錢

（「富山日報」明治三十八年九月五日）

五〇 明治四十年十月 県輸出売薬同業組合発起

○輸出売薬の發展 富山商業會議所内なる海外輸出売薬組合にては客月十二日の組合員総会に於て決定せし如く海外向輸出売薬の改善發達を期する為め県内同業者共同一致して明治三十三年三月法律第二十五号重要物産同業組合法に因り本県輸出売薬同業組合を設立し其認可を申請する為发起人を定めんとて明九日午後二時より同創立事務所に於て同委員会に兼ね役員会を開くといふ

五七 明治四十〜四十一年 国別輸出量と価格

今最近二ヶ年間ニ於ケル主ナル輸出先ニヨリ區別スル時ハ

又仕出港ハ主トシテ大阪ニ於テハ清韓横浜ハ布哇米国神戸
ハ清韓布哇南洋方面ヲ輸出ス

輸出先	明治四十一年			明治四十一年		
	個数	価格	個数	価格	個数	価格
韓國	一四三、五八	八、三一、四、六	二〇、九、七	一六、二、三、四、五	一、〇、九、七	一、四、九、六、七
清國	二、〇、九、五	二、七、三、一、六、九	一、四、九、六	一、七、三、三、五	一、〇、九、九	一、七、七、五、〇
布哇	一、七、六、三	一、七、六、三、一	一、〇、九、九	一、七、七、五、〇	一、七、七、五、〇	一、七、七、五、〇
新嘉坡	一、六、五、〇	一、六、五、〇、九、九	一、七、六、〇〇	一、七、六、〇〇、九、九	一、七、六、〇〇	一、七、六、〇〇、九、九
米國	一、九、九	一、九、九、九、九、九	一、九、九、九	一、九、九、九、九、九	一、九、九、九	一、九、九、九、九、九
英領印度	二、九、六	二、九、六、〇〇〇	一、〇、九、〇〇〇	一、〇、九、〇〇〇	一、〇、九、〇〇〇	一、〇、九、〇〇〇
爪哇	一、一、〇〇	一、一、〇〇〇	一	一	一	一
露國	一、一、〇〇	一、一、〇〇〇	一	一	一	一

右ノ如ク四十一年ニ於ケル清國減少ハ全ク銀價下落並ニ農
產物不作ノ影響ニ依ルモノト信ス
而シテ販売ノ方法ハ首トシテ店舗ヲ開キ若シクハ現金勘定
ヲ以テシ韓國ノミハ近年ニ至リ配置完藥即チ信用的取引ヲ
ナスニ至レリ

要之清國並ニ韓國等ニ於テ売薬業ノ斯クノ如ク發展スルハ
其ニ医士ノ欠乏及び生活程度ノ低キトニ依ルモノナリト即
チ医士ニ關シテハ養成所ノ如キモノモ極メテ少ナク從ツテ
何等試験又ハ免許等ノコトナク書ヲ読ムモノガ片手業ニ數
冊ノ医書ヲ読ミ知人間ニ施術シテ効果ヲ納メ或ハ薬店ノ番
頭ガ數年間ノ実驗ニヨリ多少常規ヲ知レハ即チ已ニ医士タ
ルヲ得ルナリ去レハ其ノ技量本邦売薬業者ト選ブ所ナシ否
我売薬業者ニ及バザル事遙ニ遠キモノナリ茲ニ於テカ一度
売薬ノ効驗彼等ニ熟知セラレ彼等斯ク売薬ヲ服用スル所以
ナリ殊ニ彼等ノ生活ノ程度甚ダ低キヲ以テ邦人ノ医士ニ悉
ク治療ヲ依頼スル事ハ到底彼等ノ為ス能ハザルトコロナリ
即チ現時売薬ノ賞讃サレ之レカ需要益多大ナラントスルモノ
又此ノ他ニヨリテ來ル所ナシ而シテ将来彼等カ教育ヲ受
ケ漸次衛生ノ何タルカラ解スルニ至リテハ売薬ノ需要層一
層ノ増加ヲ見シコト敢テ過言ニ非ラザルベシ

今左ニ少シク支那売薬ノ事情ヲ記サン疾病ヲ得タルモノハ

医又ハ賣藥ニヨリテ之ヲ癒サントスルハ勿論ナレトモ支那人ハ西洋藥ニ対シテ如何ナル感ヲ懷ケルカ如何ニシテ之ヲ用フルカハ聊カ注意スペキコトナリ支那人ハ自國ノ醫師ヲ請シ藥剤ヲ購フニモ中ニ猶疑心深ク躊躇數番ノ後ニ非ザレバ決セス最モ西洋藥ニ馴レタルハ廣東人ニシテ他省人ハ妄ニ服用スルコトナシ医不三世不服其藥トハ彼等ノ性情ノ半面ヲ顯セルモノナリ彼等ニハ洋藥劇烈ニ過キスヤトノ念ヲ抱キ多少時世ニ通セル進取的ノ人ト雖モ尚西洋医藥外科ニ於テ優レリト雖内科殊ニ小兒科ハ漢法ヲ以テ優レリト思惟セリサレバ現下洋藥ノ需要者ハ支那人中泰西文明ヲ呼吸セルモノノサナクバ貧賤ナル下等人民ニシテ中上等社會ノ人ハ病患危殆ニ陥リ百方策ツキタルトキニ非ザレバ用ニルコト稀ナリト云フ今長江一帯ノ地域ニ行ハルム主ナル病名ヲアクリハ

マラリヤ	チブマラリヤ	昆合熱	バリヲラ
インフルニンザ	黄痘	喉頭炎	ヘーフヒーヴア
下 痢	赤 痢	レクテュス	腹瀉瘡
神経痛	中 暑	眼 痘	肺 劳

支那人ノ衛生思想ナキハ自分ノ居辺ヲ不潔ニスルノミナラス其ノ市街等ノ設備モ不完全ニシテ飲食料水ノ不良市街ノ下水道ヨリ發散スル泥瘴氣等ノ為メ熱性患者殊ニ夥シク初メテ渡清ノモノ時トシテハ一年數回ノ襲擊ヲ蒙ルコトアリ其ノ他リユーマチス局部占腫神經通微毒等ノ病多シ而シテ又支那人ハ頗ル迷信強ク其日々ノ運命ノ如キモ縦テ運卦ニ依ツテ判断シテ少シモコレヲ疑ハズ屋号ナドモ凡テ縁起ノヨキモノヲ使フ故賣藥家が商票等ニモ大注意セザル可カラス我国ヨリ輸出スル人造麝香ノ中ニテモ仁壽堂ハ其ノ文字ノ目出度ヲ以テ非常ニ喜ベリ又支那婦人ハ主人留守中ニハ決シテ他ノ男ニ商セザル習慣アリ若シ此時ニ於テ他ノ男子ノ面会ヲ求ムル者アレバ啻ニ面会ヲ拒絶スルノミナラス周章狼狽シテ逃走スルト云フ故ニ賣藥家ハ常ニ此等ノ点ニ意スペキナリ而シテ又同シク清國中ニテモ上海ニテハ日本人嫌忌スル傾向アリコレニ反シ北清地方ハ例ノ義和團事件等日本人ニ恩沢ヲ蒙ムレルコト大ナルヲ以テ大ニ日本人ヲ歎迎スルガ故ニ賣藥ノ店ヲ出スニモ天津地方ハ最モ適當ナラント信ス

(「富山市売薬業調査報告書」・内藤記念くすり博物館蔵)

記したる正式の書面たることを要すべきこと

三七一 明治四十二年四月 カナダの売薬印紙貼用規則

同上印紙に対する料金は百枚に付二仙とし該印紙は薬品の容器又は包紙等を封装し得べき様貼用すること若し封裝し難きときは容器又は包紙にして印紙を損傷するにあらされは開封し難き様貼用すべきこと

加奈陀に於ける売薬印紙貼用規則
加奈陀領売薬に関する条例の規定を本年四月一日より実施することとなり該売薬条例施行の際所持する売薬販売方に關する規則左の如し

- 一 売薬条例実施の際製造者若くは販売人の所持する売薬は一切内国税務省に於て作成せられたる特別印紙を貼用すべきこと

二 同上印紙は本年三月一日より四月十五日まで何時にて
も申請をなし右製造者若くは販売人の営業する他方にある内国税務官より受領すべきこと

三 同上印紙は前記税務省に於て配付すべき書式に依り売
下の申請をなし之が給付を受くべきものとし該申請書は
商社若くは箇人の所持する売薬の名称種類及其個数を詳

三七二 明治四十二年七月八月 中国の日本売薬

○當口に於ける日本薬売

在半洋帝国領事より外務省へ宛てたる報告に依れば

(一) 取扱店

當口に於ける日本薬品は当初上海若くは天津より仕入れ來
り支那藥舗の兼売に屬せしが日露戰役後本邦商人の當口に

住する者漸く多く従つて日本売薬も勢ひ支那商人の手より本邦薬店の取扱に移り支那薬舗は多くは當口日本薬店より仕入るゝに至れり今其日本薬店及び日本薬品を兼売する支那薬舗の重なるものを挙くれば左の如し

一 日本商店

東瀛大薬房

回天堂薬房

長壽堂薬房

回春堂薬房

廣濟堂薬房

福藥堂薬房

會春堂

大生堂

天益堂

寶春堂

文勝堂

保壽堂

廣芝館

西益盛

天和義

義和利

義祖機

天義棟

執中堂

人和堂

積善堂

尚ほ此等日本薬舗よりは往々付近各地へ売薬行商を出すことあり

(二) 売行の状況

寶和堂
同春堂
保生堂
咸春堂
德元堂
永春堂
支那薬舗

當口地方に於て売行佳良なる薬品の重なるものを列挙すれば

日本売薬にては

- 五 救急処置
- 六 無病者の予防的服用
- 七 貧困者
- 八 治病的觀念

即ち我邦人は此の如き広範囲に向て売薬を服用するを以て現今之如き効能薄弱の売薬も尚ほ相應に売行あり

(「富山商業會議所報告」明治四十二年七月十五日・八月十五日)

六 次亜磷
等なりとす

(中略)

(四) 清国人向き売薬に関する觀察及意見

先づ日本人の売薬を服用する意向を察すれば大要下の諸条

に因るべし

- 一 医を聘する程にあらざる軽症
- 二 疾病の初期尚ほ重態に至らざるとき
- 三 旅行用
- 四 医師に乏しき地方

五七四 明治四十四年十二月 東南アジア向け輸出売

藥、化粧品改良注意書

輸出売薬化粧品改良注意書

第一項 原料は精選し有効確実なる事効能書と相違せざる様製出するを要す

第二項 効能書は可及的親切明瞭を旨として一薬万能主義を廃し日本文の外支那文、馬來文、暹羅文及和蘭綴馬來文、英文を記載するを要す

新嘉坡を始め馬来半島、スマトラ、ジャバ、ボルネ

オ、セレベス其他蘭領東印度諸島は一般に馬来語、暹羅は暹羅語を以て通用語と為し居り歐羅巴人、支那人と雖も皆馬來語を用ひ居り英語は少数上流人和蘭語も亦少數上流社會に通ずるのみ故に多数土人及支那人の通用語を記載する必要あり

第二項 容器の改善標誌物は最上等の木栓を用ひ揮發を防ぎ又空氣の流通を止め薬瓶中に木栓層の入らざることに努め尚ほ木栓が瓶中の薬水を吸収せざる様注意を要す缶人物は之亦空氣の流通を固く防ぐべき熱帶地にては破裂せざる様注意を要す紙袋又は紙箱入の丸散膏錠丹薬は百度以上の酷熱と雨期六ヶ月間を湿氣に堪へ得る性質のものなれば差支なきも若し堪へ得ざるものなら桐箱入の密封か缶入罐を可とす

要するに薬材の黴、変敗を未発に防ぎ效能を永く保維する設備を要するなり

第四項 荷造りは（定価十錢物五十個入、五錢物百個入）

小箱入とし卸店より小売店に分配するの便利に供し商品汚損を防ぐ可く製出するを要す大荷物は完全なる輸出箱

の裏面、鐵力板を用ひて密封し水浸を防ぐことを要す
第五項 輸出地に適当の製造を為すは輸出業者の注意すべ
き一大要點なり口下之を大別して三種とす

第一 亞米利加向 即ち合衆國及布哇比律賓群島行の米國藥品法を遵奉して指定藥品の分量を表記するを要す

第二 北清及滿州朝鮮向 内地販売品と同品にて差支なしと雖も効能書に支那文、朝鮮文加入を要す

第三 南清及南洋向 南清南洋は湿氣強くして熱帶地若くは熱帶付近故に第二項第三項に陳べたる改良を必要とし配劑乾燥容器等に至るまで内地製と異ならざるへからざるなり

第六項 化粧品及完薬類似品藥品等の輸出品も亦使用法の説明をするものには前記各國語記入の必要あり製造方

荷造等も第一項より第五項迄を應用するの必要を認む

第七項 広告用看板引札張辻張其他各種の拡張材料にも可及的輸出先に必要な通用語を記載するときは其効力一層大なることを確信す

（「富山日報」明治四十四年十二月五日）

三五 明治四十年代 輸出壳葉従事者

現に輸出壳葉に従事する重なる人々左の如し、

可証

長谷川伊三郎、羽根平三郎、富山薬剤株式会社、豊田安之助、富山薬業株式会社、大崎政太郎、奥野定次郎、荻原甚次郎、重松佐平、高桑直助、寶井勘四郎、田知本忠重、田中久義、田知本伊平、土田眞雄、中田清兵衛、中川久正、内外薬品株式会社、長棟六郎、村澤金廣、桑田銀次郎、松本イト、合名会社丸一大薬房、藤井論三、寺田久蔵、阿部初太郎、浅野正之助、佐久間文明、佐藤菊次郎、島喜平、島田治三郎、島康親、日南田宇八郎、鶴田岩次郎、利波由太郎、村田安兵衛、下間衛、打井金太郎、石橋治郎、城石松次郎、河部平五郎、青木久平、横江清次郎、佐伯權三郎、金盛兵藏、若林良之助、金岡又左衛門

第八六号

壳葉業者許可証

本籍 富山県射水郡堀岡村大字新明神村

百十八番地

居住所 京城府龍山漢江通三十丁目百二番戸

営業所 同

笛林鶴次郎

明治二十二年八月廿一日生

左記壳葉ノ移入販売ヲ許可ス

朝鮮總督府警務總監部 亟

(富山壳葉紀要)

方 名	製造者氏名及 地名	壳葉業許可 年月日	摘要
熊膽圓	富山縣射水郡小作	大正二年一月十六日	"
白膏	杉江兵	"	"
アイス蘭方散	三七二	"	"
"	三	"	"
"	二	"	"
"	一	"	"

實母散	中將正產湯	セメンエン	忠魂丹
〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃

(内藤記念くすり博物館蔵)

半黃五龍丹	1,000	10,000	100,000
アイス蘭方散	100	1,000	10,000
起死寶丹	100	1,000	10,000
無二膏	100	1,000	10,000
合計	31050	31050	31050

売子 竹内松太郎

右ノ通リニ御座候也

富山県射水郡小杉町大字小杉三ヶ町三千六百七十戸番地

大正二年十月 日

売薬業者 青江兵作

下関税關署御中

(内藤記念くすり博物館蔵)

方名	個数	仕入価額	発売価額
忠魂丹	一九八〇	元、八〇〇	一九九,〇〇〇
解熱ヘブリン円	一〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇,〇〇〇
特効ヘブリン円	一〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇,〇〇〇
如神丸はら薬	二〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇,〇〇〇
熊膽圓	一〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇,〇〇〇
安神散	二〇〇〇	八〇〇〇〇	一〇〇,〇〇〇
消娠散	一〇〇〇	三〇〇〇〇	一〇〇,〇〇〇
即効こころよく通下剤じ丸	二〇〇〇	三〇〇〇〇	一〇〇,〇〇〇

三七
大正二年十月 朝鮮總督府の売薬業者許可証
第一二七号

売薬業者許可証

本籍 富山県射水郡堀岡村大字新明神村

拾八番地

居住所 京城府龍山漢江通三丁目百二番戸

営業所 同

竹内松太郎

明治六年五月九日生

左記売薬ノ移入販売ヲ許可ス

朝鮮總督府警務總監部

方名	薬品分量及製造方法	効能	用法及用量	定額
如神丸 はら薬	タン子一サン〇・一五錢 唐木香〇・100 梔榔子〇・100 阿仙藥〇・100 乳香〇・050 没藥〇・100 黃柏〇・050 黃連〇・100 元納草〇・050 五倍子〇・100 水干糞柄〇・100 一味調合為抹糊ヲ加ヘ大粒參粧中粒四粒小粒五粒 極小粒拾粒ノ四種ニ丸ジ或ハ四錠ノ錠剤トナス	下痢、 腹痛ニ 用テ功アリ	大人ハ一口毫 包十五才以下 才迄三分ノ一 才以下十分ノ 迄六分ノ一式 才迄各々參回 ニ白湯ニテ用	大人ハ一日一 才迄大人ノ半 量七才以下四 才迄ハ大人ノ 参分ノ一四才 才迄ハ武才迄六 才迄ハ武才以 下ハ十分ノ一 才各白湯ニテ 用ニベシ
			五錢	五錢

廣東人参〇・9钱	感冒、	大人ハ一日一
沈香〇・056	腹痛、	回毫包小兒ハ
熊膽〇・006	吐瀉、	十五才以下四
麝香〇・006	氣付、	才迄大人ノ半
牛黃〇・006	問歇熱、	量七才以下四
以上五味調合シ糊ニテ五 粒ニ丸シ金箔ヲ以テ衣ト シ、毫包トナス	右ノ外 食傷ニ 起因ス ル病ニ よし	才迄大人ノ 参分ノ一四才 才迄ハ武才迄六 才迄ハ武才以 下ハ十分ノ一 才各白湯ニテ 用ニベシ

廣東人参〇・9钱	感冒、	大人ハ一日一
沈香〇・056	腹痛、	回毫包小兒ハ
熊膽〇・006	吐瀉、	十五才以下四
麝香〇・006	氣付、	才迄大人ノ半
牛黃〇・006	問歇熱、	量七才以下四
以上五味調合シ糊ニテ五 粒ニ丸シ金箔ヲ以テ衣ト シ、毫包トナス	右ノ外 食傷ニ 起因ス ル病ニ よし	才迄大人ノ 参分ノ一四才 才迄ハ武才迄六 才迄ハ武才以 下ハ十分ノ一 才各白湯ニテ 用ニベシ

奇應丸	以上五味調合シ糊ニテ五 粒ニ丸シ金箔ヲ以テ衣ト シ、毫包トナス	感冒、
沈香	以上五味調合シ糊ニテ五 粒ニ丸シ金箔ヲ以テ衣ト シ、毫包トナス	腹痛、
熊膽	以上五味調合シ糊ニテ五 粒ニ丸シ金箔ヲ以テ衣ト シ、毫包トナス	吐瀉、
麝香	以上五味調合シ糊ニテ五 粒ニ丸シ金箔ヲ以テ衣ト シ、毫包トナス	氣付、
牛黃	以上五味調合シ糊ニテ五 粒ニ丸シ金箔ヲ以テ衣ト シ、毫包トナス	問歇熱、
廣東人参〇・9钱	以上五味調合シ糊ニテ五 粒ニ丸シ金箔ヲ以テ衣ト シ、毫包トナス	右ノ外 食傷ニ 起因ス ル病ニ よし

(内藤記念くすり博物館蔵)

三九 大正三年四月 朝鮮向け売薬移出承認書

売薬移出承認書

方名	個数	単価	方名	個数	単価
順血湯擬出し 下熱丸	1,000	0.050	忠魂丹	1,000	0.050
奇應丸	100	0.050	如神丸 はら薬	10	1.000

一 壳藥營業者住所氏名

富山県射水郡小杉町大字三ヶ三三七番地

青江兵作

一 仲繼者住所氏名

大阪市西区川口波止場 備亀回漕店

一 移出先 朝鮮釜山港本町表丁日中鳥利作

一 包裝及封緘個數 包裝式個封印

一 運搬線路 北陸線小杉停車場ヨリ汽車便ニ依リ移出者

ノ搬送

右 承認ス

大正三年四月二十一日

高岡税務署收稅官吏

税務署属 伊藤徳三郎 ㊞

一 大正三年四月廿一日發送

(内藤記念くすり博物館蔵)

五六〇 大正四年七月 日貨排斥に関する意見書

意見書

今春來支那に於ける日貨排斥の勢力は益々熾烈を加へ殊に日支問題の解決後非買同盟の運動は愈々猛烈を極め今や到る處煽動に次ぐに強迫を以てし為めに我國の蒙る禍害は測るべからざるものあり若し此の形勢を看過するときは我が同胞が多年の努力を以て建築したる地盤は一朝にして忽ち根底より破壊せられ遂に進退に谷る窮境に陥るや明かなり就中我富山地方の特產物中前途有望なる輸出壳藥の如きは多大の打撃を受けその壳藥業者にして支那に在るものは營業を抛ちて店舗を閉し内地にあるものは製薬を廢して輸出を止むる慘状實に同情に余りあり實に壳藥業者のみならず之れに從事する所の職工、若人は容器供給する所の金物業者、印刷業者も亦甚しき影響を蒙り殆んど拱手して其の終熄を持つが如き状態又傍観に忍びざるなり而して我が当局に於ては夙に支那の実状に對して最善の方法を究められつゝあるべしと雖も在支同胞の報告、壳藥業者の陳情を聽くに及びては産業の發展上、貿易の伸張上前途洵に寒心に堪えざるものあり切に望むらくは速かに日貨排斥非買同盟の

氣焰を鎮圧するに最も機宜の措置を講じ以て深甚なる我國の損害と同胞の痛苦を救済せられん」と茲に謹みて意見を開申す。

(『富山県賣薬同業組合沿革史』)

二六 大正五年八月 中國の売薬課税問題

○売薬課税問題

富山市の売薬家にして売薬を支那に輸出せるもの高桑直助、藤井諭三、隅田岩次郎の三氏を始めとし外に十数名あり漸次に販路を拡張して其の前途の大に有望となりつゝある際曩には藤井氏の売薬が漠口に於て釐金税を課せられしに次で去月隅田氏の売薬も亦福州に於て釐金税を課せられし由なるが釐金税とは如何なるものなりや其の報告の簡単なる為め詳細に判知せざれども察するに支那の領土に貨物を陸揚するに際し關稅を徵取するの外更に其の貨物が内地の一県を経由する毎に關稅の如く徵取するものにあらざるか而して此の制度は新たに実施したるものにあらずして從来よ

り存在したものなるも支那の官憲が多少の手心を用ひ居りし為めにや売薬に対する課税を闇かぞりしに今回之れを聞きて始めて課税せしを知るべく且つ隅田氏の支店より本店に宛たる報告に売薬原価に対する會議所及び組合の証明書を送付ありたしとあるに徴すれば其の原価に依りて課税を免かるゝ途なきにもあらざるが如し兎に角釐金税にて未だ詳細を知るの報告なきを以て売薬家に於ては之れに對して善後策を講ずる場合に至らずと雖も過日藤井氏等が県庁に出頭し知事に面談したる際其の真相を知るべく調査を請ひ知事は之れを諾して外務農商務兩省に照会したるを以て遠からず回答あるべく之れに依りて支那政府若くは各県政庁が本邦の売薬に対して重稅を徵する事實を知るを得ば我が政府より之れを撤廃せしむべく支那政府に抗議するやう大に活動する決心なりと云ふが売薬同業組合及び商業會議所は當に隅田氏のみに止まらず延て富山市の特産たる売薬業の利害に関する問題なるを以て隅田氏の要請に応じ直ちに原価に対する証明を与へたりと云ふ

(「富山商業月報」大正五年八月十五日)

三二一 大正六年九月 ハワイの日本売薬広告取締り

○売薬広告取締

従来ホノルムに輸入しつゝある本邦売薬の効能書中には誇大に失する文字少からず合衆国純食料法に抵触せるを以て輸入を禁止せらるべきものなるもホノルムの純食料検査官は今日まで好意上誇大的の文字を抹殺せしめし上発売を許可し一方輸入商に対し成るべく速かに斯る広告の撤廃を為す様屢々注意を促かし米りたるも今に依然として改むる所なき為め今後此等のものに対しては輸入禁止を断行すべく又た輸入食料缶詰法の包装又は容器に記載せる容量と実際の容量と相違せる場合には右売薬同様取締るべき旨検査官より関係者及び日本人商業会議所へ注意ありしと在ホノルム總領事發電報に見えたりと云ふ

(「富山商業月報」大正六年九月十五日)

三二二 大正六年度 輸出、移出高

	輸出先	富山県売薬輸出高	日本全国輸出高
支 那	四二五、二三七円	八一六、三三一円	
開 東 州	一二、三六三円	一九六、六八二円	
香 港	二三、六七三円	七四、四四三円	
英 領 印 度	六、八三〇円	一四一、三三五円	
蘭 領 印 度	五、一六〇円	八四、七〇二円	
合 衆 国	二、三〇〇円	五九、九五四円	
布 合 他	五、八五二円	七三、七七〇円	
共 合 他	五五、二〇六円	一五八、六六二円	
移 出 先	五二七、六一〇円	一、六〇五、八六九円	
朝 鮮	七五、〇〇五円	二三五、七三八円	内地売薬移出高
台 湾	三三、八〇五円	不明	
樺 太	八、七一〇円	不明	
合 計	一一七、五三〇円	不明	

(「富山賣藥紀載之論」・内藤記念くすり博物館蔵)

五四 大正七年九月 シベリア輸出物品取締り

○西比利亞輸出品取締

富山県内務部長は去月二十七日付にて西比利亞輸出品に關し左の如く富山商業會議所会頭に通牒したり

露国政變以来西比利亞地方に於ける産業の衰頽貿易の杜絶は延て物資の欠乏を來し露国住民の困窮誠に同情に堪へざるものあるを以て其の欠乏せる各種の物品を供給し

産業を復興し貿易を疏通し依て以て隣邦救援の実を挙げんか為に義に臨時西比利亞經濟援助委員会設置せられたるは既に御承知の通りに有之従つて今後西比利亞地方に對し日常必需品の次第に移輸せらるゝは勿論産業の隆興貿易の開通に依り更に各國軍隊の需用品並に地方住民の需要に基く各種商品の輸出増進を見るに至るべくと被存候處若し斯る機会に於て不正品又は粗製品を供給するが如きことあらは帝國の声誉を毀損すること甚大なるのみならず将来商權擴張上にも影響少からざるを以て當業者各自をして商業上の德義を尊重せしめ粗製の惡評を蒙ら

さる様充分注意せしむると共に商業會議所、重要物産同業組合等の公共的團体に在りては出来得る限り粗製濫造の取締に關する手段を講し以て不正品乃至粗悪品の西比利亞方面への輸出を防止し日本商品の声價を博することに努力せらるゝ様致度而して西比利亞に輸出する貨物に對しては其の責任を明かにする為に可成其の製造家又は取扱所の記号（必ずしも商標たるを要せず）を附せしむる様配慮相成度依命此段及通牒候也

追て外務省に於ても今後西比利亞地方に輸出せられたる商品に付ては在外公館並に海外出張官吏をして出来得の限りの注意を為さしめ若し不正品又は粗悪品を供給し若くは不徳義なる行動を敢てするものを發見したるときは臨機相当の措置を採るべき意向なる趣に付此段申添候也

〔「富山商業月報」大正七年十月十五日〕

五五 大正七年十一月 輸出売薬業者

本県に於ける海外輸出売薬業者は富山市会社六個人十八、

至難にあらず

(「富山日報」大正七年十二月十一日)

中新川郡会社二、上新川、婦負二郡会社各一、射水郡個人
一の十会社十九人にして之を市町別にせば左の如し

△富山市 株式会社廣貢堂、同師天堂、同清壽堂、富山賣業株式会社、内外药品株式会社、富山完藥廣貢堂、藤

井論三、隅田岩次郎、高桑直助、佐藤菊次郎、寺田仙

議会

之助、島平一郎、重松佐平、笛倉佐裕、江尻藤次郎、

長谷川伊三郎、大崎政太郎、村田藤太郎、齊藤久治、

田知本伊三郎、中村松太郎、寺田久藏、若林常太郎、

寺田桑一

△上新川郡 東岩瀬町岩瀬完藥株式会社

△中新川郡 滑川町保壽堂、株式会社保壽堂

△婦負郡 四方町富山完藥株式会社

△射水郡 小杉町青江兵作

其他朝鮮及台灣地方へ移出する者少からざるが輸出完藥年
産額約七八十万円にして内富山市にて五十八万円を占める市
内關係業者中個人營業者にして寧ろ会社より優に規模大なる
有力者あれば同志糾合の上一の新組合を組織することは

○売薬振興協議

富山県にては海外輸出売薬の振興に關し既報の如く既に二回に涉りて協議する所あり更に客月十六日県議會議事堂に於て第三回の協議会を開きたるが其の出席者十四名にて森本内務部長座長となり種々協議の結果左記事項を協議して散会したり

一 輸出完薬会社組織の促進を期する為め特別委員を設

くる」と

一 委員は員数を十五名以内として県下の輸出完薬業者
及其他の有力者中より県庁に於て選定すること

一 委員は適當の具体案を作成し一月中に本会に報告す

ること

右の決議に依り県庁に於て選定したる委員は左記の諸氏にて一昨十三日県会議事堂に於て委員会を開きたり

中田清兵衛、田邊貢一、阿部初太郎、金岡又左衛門、高

桑直助、藤井諭三、松井伊平、田中清衡、長谷川儀作、

寺田仙之助、重松佐平、斎藤久次、中川久正、伊藤三郎

(「富山商業月報」大正八年一月十五日)

五、大正八年七月 中國における日貨排斥と売薬

業者救済陳情

五、大正八年二月 朝鮮売薬会社設立発起

○売薬業者救済陳情

富商會議所建議

海外輸出売薬株式会社創設計画に其声大なるに反し之が實現は容易ならずして殆ど沙汰止みの姿となり居る

昨今市内売薬有志中朝鮮移出売薬業者等に去る六日本県売薬同業組合事務所に集会を為し関係帳主協同一致の上資本金六十万円の株式会社を設立すべく協議を遂ぐる処ありし由而して該計画の内容を聞くに現在県下に於ける関係帳主は十七八名ありて行商人員七十名に及び之が年産額は金

十六万円にして会社組織の場合は十二万円にて夫れ等營業権を買収し会社成立の上は一ヶ年間の取得金八万円と認め

優に二万円の配当を実行し得る見込みなりと因に発起者は

土田貞雄、野島彌七郎、金岡勝貞、島喜三郎の諸氏なり

(「富山日報」大正八年二月九日)

頃來支那に於て山東問題の為めに起りたる日貨排斥は日に月に其の範囲を拡大し今や全土に蔓延して勢力の巣烈

なるものあり若し此の形勢にして永く継続せんには我が

の被る損害は測るべからざるのみならず商品の販路は他

國に奪取せられ我が同胞は復た起つべからざる窮境に陥

るや明かなり殊に富山地方の特産物中前途有望なる輸出

完売の如きは多大の打撃を受け現に當業者の支那に在る

ものは業務を抛ちて店舗を鎖し内地に在るものは製茶を

廃して輸出を止むるの境遇實に悲惨なりと謂はざるべか

らず況んや多年の努力を以て築きたる商業の地盤にして

忽ち根底より破壊せられ其の苦心の空しく水泡に帰せん

とするに於てをや之れに対して我が當局は固より最善の

方策を尽されつゝあるべしと雖も面かも當業者の実情に

鑑みて商工業の前途渺茫憂慮すべきものあり依りて速か

に日貨排斥の氣勢を鎮圧し以て我が損害と同胞の苦痛

を救ふべく機宜の措置を講せられんことを切望に堪へず

茲に本會議所總会の決議を具し謹みて建議す

大正八年七月二十五日

富山商業會議所会頭 田邊賛一

一 該薬が米国政府のパテント許可を得居らざる限り決して英文効能書を記載すべからず

外務大臣 子爵内田康哉殿

(「富山商業月報」大正八年八月十五日)
第六 大正九年十月 アメリカ輸出完売への注意事項

○米国輸出完売注意

桑港より富山へ

北米合衆国サンフランシスコ日本人商業會議所は今回同所會員の希望に依り完売を北米合衆国に輸出するに就き左記の注意を当地方の當業者に伝達せられたき旨富山商業會議所に依頼し來りしを以て同所にては夫れ夫れ通知する所ありたり

完売を米国に輸出するに就ての注意

米国向輸出を目的とする完売の製造業者輸出業者は左の件特に御注意ありだし

一 該薬が米国政府のパテント許可を得居らざる限り決して英文効能書を記載すべからず

一 仮令極めて簡単なる文字にても効能書又は薬品と認め

らるゝ様の英字英文は決して記載すべからず

浦鹽地方と売薬

一 日本製売薬にて米国政府の所謂パテントを得居る売薬

は今日迄当所の調査に依れば未だ見当らず

一 米国に於ては売薬はパテントを有するものにても公認薬店以外販売することを許されず日本の所謂売薬は從来薬としてあらず単に一種の商品として在留邦人に對してのみ一般商店に依りて取扱はれつゝありて英字の記載なき限り米国官憲は之れが販売を默認しつゝあるものゝ如し

一 英文効能書を記載しある売薬は陸揚を許可せられず税関より送還せらるゝを常とす往々にして誤りて陸揚せられたるものあり小売店之れを取扱ひて検挙せられ罰金其他の処分を受けたるもの極めて多し

(「富山商業月報」大正九年十月十五日)

客月上旬本県の屬託を受けて対岸浦鹽及北鮮地方に於ける産業状態の視察を遂げたるが其の見聞中特に売薬に關する調査一班を各地方別に列挙すれば即ち左の如し

◇浦鹽

売薬同業組合押田事務長談

日本人の売薬店としてアレウツスカヤ街に三島慶之助氏となり居りて住民にして疾病に罹れば直に医師の診断を受け其の処方に依りて薬剤師の許に至りて投薬を受け其の際成るべく多量に買ひ占め置きて後日羅病の用に之を家庭に備置く慣習あり、売薬としては從来独逸よりの輸入品をして服薬せり日本売薬として幾分輸入されたるも何分に薬価は余りにも低廉にて從つて其の効顯も頗る怪しきるもの多きを占め為めに遂に信用を失墜して服薬するもの殆んど無く唯だ日本人が幾分購求するのみに止れり、故に以下の處同市にては日本売薬は先づ見込み無きものと信ず
五〇 大正十年七月 ウラジオストックと朝鮮における売薬状況

◇清津

売薬製造及請賣人六名あり主として内地人の購求服薬するものにして鮮人は鮮人の販売に係る草根木皮の類を服薬す、配置売薬としては富山市より豊田安之助、野島松太郎両氏の外に精壽堂等ありて内地人に配置せり、未だ鮮人に配置せる者なき状態なれば其の配置の可否に就き調査するに一般に鮮人は資力薄弱なれば現金にあらざれば不可能なり、故に将来鮮人に配置せんとするに於ては面長（村長）

を責任者として同人に多数配置し而して面長より部内隨時

救恤金御下付願

富山県富山市立町十三番地

薬剤師 梶原甚次郎

文久二年十二月廿四日生

配置せしめ服薬したる代金は面長に於て之を取纏め取得するより外に途なしと信ず、日今服薬者概して少きも衛生思想の向上するに従ひ販路の拡張に見込みあるものと認めらる、當府には内地人の医師四名、鮮人の医師三名あり

◇其他

元山府は清津と相似で該るべきものなし城津府は鮮人医師四名、内地人医師三名あり、配置売薬としては富山市の豊田安之助氏配置し居れり会寧府には藥種充薬請賣數内地人三戸、鮮人五戸、配置売薬としては豊田安之助氏あり又

羅南面には北鮮製藥合資會社あり付近に野生せる藥草を探取し製藥並に藥草の栽培を目的とし薄荷、ホップ、除虫菊、蓖麻子、黃連、川芎、紅花等を栽培し之等は医薬、売薬原料として問島、吉林方面に輸出しつゝあり

（一富山薬報一大正十年八月二十五日）

五六一 大正十二年 藥種店舗引揚げ補償の陳情

私儀大正十年十月富山市鍛冶町十六番地太陽藥品株式会社ノ露歐沿海州ニ於ケル事業ヲ譲受ケ爾來富山市ノ原籍地ヲ根柢トシ海陸斯徳ニ藥種ノ店舗ヲ設置シ沿海州各方面ニ賣薬及各種藥品ノ販賣ニ從事罷在候處大正十一年八月吾ガ國軍隊露領引揚ヶ決定ト共ニ一切ノ取引關係ヲ緊縮シ賣懸代金ノ回収其他引揚ヶ準備ニ焦心努力セシモ取引關係ハ愈

々業乱シテ売懸代金ノ大部分ハ是ヲ放棄シ殘留商品及商業用器具等ハ是ヲ捨弃シ遂ニ露領ヲ引揚タルノ止ムヲ得サルニ至リ候是が為メ多年經營セル該地營業モ根底ヨリ破壊セラレテ多大ノ損害ヲ受ケ日下營業上並ニ生計上非常ノ苦境ニ迫リ居候處御憐情ニ依リ大正十二年四月四日公布法律第三十九号ノ教諭金御下付ニ預リ度別紙損害調書相添ヒ申請懇願候也

右

大正十二年月日 萩原甚次郎
外務大臣 伯爵内田康哉閣下

損害救恤申請書

本籍地 富山県富山市立町十三番地

職業 薬種商

萩原甚次郎

文久二年十二月廿四日生

一 引揚又ハ之ニ準スベキ損害発生ノ場所

浦塩斯徳カレースカヤ街三十四番内

二 引揚又ハ之ニ準スベキ損害発生ノ年月日

大正十一年八月軍隊引上決定ヨリ

三 引揚又ハ之ニ準スベキ損害発生前後被害者カ其地方ニ在リタル期間

大正八年四月ヨリ同十一年十一月二十日迄都合三年八ヶ月間薬種商營業

四 引揚又ハ是ニ準スベキ損害発生前後ノ事情

大正十一年八月吾軍隊引揚決定ノ為メ「ニコライスク」市「スバスカヤ」市及「ボクラニチヤナ」市等各取引方面ノ往復ハ自由ナラズ各地取引商人ハ其地引揚ダノ為メ売懸代金ヲ仕払ハサル者多ク時日ノ経過スルト共ニ漸次送付品ノ処置及売懸代金ノ回収ハ困難ニ陥リ終ニ放棄スルノ止ムナキニ至レリ又浦塩方面ニ於テハ軍隊引揚後モ猶ホ殘留シテ取引ノ收捨ニ最善ノ努力ヲナセシモ是亦内外商人ノ行衛不明ノ者多ク売懸代金ノ大部分ハ損失ニ帰シ遂ニ残リ在リシ商品店舗雜作工具備付品、及什器等ハ一切捨弃シテ内地ニ引揚ゲタルモ

ノトス

五 損害ノ種類程度、価格及事由

- 一 金參万九千六百七拾七円八拾八錢 在品搶壳損害高
 一 金四万四千七百八拾參円七錢 放棄壳懸代金高
 一 金千四百參拾五円 店舗備付品搶壳損害高
 計 金八万五千八百九拾五円九拾五錢也

詳細ハ別紙参考書ニ添付セリ

六 其他参考トナルヘキ事項

一 開業年月 大正八年四月

一 閉業年月 大正十一年十二月

一 独立營業者ナリ

一 資本金 約金武万円時ニ増減アリ

一 大正十年度一ヶ月又ハ一ヶ月ノ平均收入

一 ヶ月平均利益金五百円 一ヶ月平均利益金六千円

一 大正十一年度一ヶ月又ハ一ヶ月ノ平均收入

一 ヶ月平均利益金參百円 一ヶ月平均利益金三千六百円

四

一 大正十一年度露國營業鑑札ノ等級及其金高最初浦塙
 斯德市セメノレス街ニ於テ太陽製品株式会社出張所ノ

名義ニテ共同營業ヲナセシモ大正十年十月其營業ヲ讓

受ケ後同市カレースカヤ街三十四番北清洋行店内ニテ

營業ニ從事ス北清洋行トノ店舗賃借ハ参考書繰ニアル

別紙契約書ノ如シ

一 大正十一年度日本居留民会等級及会費

金高 等級 八等 会費金六円

一 使用人員

一人 営業者ノ長男荻原友太郎

一 右ノ外参考トナルヘキ事項

営業者甚次郎及長男友太郎ノ露國旅行券ノ写真及商品
 輸出免狀ノ手元ニアルモノト最近ノ體本別紙参考經ニ
 添付セリ

大正十二年 月 日

右

荻原 甚次郎

外務大臣 伯爵内田康哉閣下

目次

- (一) 在品捨壳損害調
- (二) 放棄壳懸代金調
- (三) 店舗備付品捨壳損害調
- (四) 太陽薬品株式会社ヨリノ営業譲受契約証
- (五) 浦塙斯徳カレースカヤ街店舗借受契約証
- (六) 輸出品免状謄本
- (七) 営業者荻原甚次郎及使用人荻原友太郎ノ旅行免状写

大正拾年拾月拾日

富山市鍛冶町拾六番地

太陽薬品株式会社

甲者代表者 吉本理八郎印

富山市立町拾參番地

乙者 荻原甚次郎印

印紙 営業譲渡契約書

契約書

一 太陽薬品株式会社ヲ(甲)トシ荻原甚次郎ヲ(乙)ト

シ左記営業譲渡ノ契約ヲナス

二 甲ガ經營ノ露領沿海州浦塙斯徳セメヌス街ノ店舗商品
及ヒ壳懸代金總計七万七千〇四円〇七錢ヲ乙ニ引渡シ乙
ハ大正拾参年参月末日迄ニ事情ノ如何ニ不拘前記金額ノ
中金四万円也ヲ甲ニ支払フモノトス

長谷川藤吉ヲ甲者ト称シ荻原甚次郎ヲ乙者ト称シ甲者ノ有
權ナル露領浦沙斯徳市カレースカヤ街三十四番地内ナル壳
箇所ヲ左之条件ニ依リ貸借契約ス

一 貸料ハ時機ノ状況ニヨリ乙者ハ甲者ノ要求スル料金

三 甲ハ四万円以外ノ所得ハ報酬トシテ乙ニ譲与スルモノ

二 式箇月日毎ニ支払フモノトス

四 契約以後ノ店費其他ノ諸雜費ハ乙ノ負担トス
右ノ通り契約仕候也

本契約証ハ式通ヲ作製シ夫々署名捺印シ甲乙各持通所持ス

ルモノナリ

者ハ何時タリトモ明渡スモノトス

但シ乙者ガ料金不納又ハ甲者ニ迷惑ニナル行為ノ無キ限
リ甲者ハ明渡ヲ迫リ他人ヘ貸スコトナシ

三 乙者使用中造作其他ニ於テ甲者ニ損害ヲ及シタル場合
ハ賠償ノ責ヲ負フモノトス

右ノ各項ヲ兩者契約シ確守ノ為メ本証書ヲ式通作製シ各自
壳通宛所持ス

大正十年十月五日 潘汝斯德市カレースカヤ街

貸主 甲者 長谷川藤吉 印

富山市立町十三番地

借主 乙者 萩原甚次郎 印

(萩原家所蔵文書)

那内乱に於て見るが如く短期間に於て終爐するであらうと
の一般の予想は裏切られ曹鏡、吳佩孚動き張作霖起つに及
んで動乱は今や殆んど全支那に拡大せられんとし随つて戰
期も意外に長きに至らんかを危惧せらるに至つた。富山
壳藥輸出額の大部分は支那であつて而かも上海地方は又た
其の大半を占むる關係に於て今次の戰禍が如何に富山壳藥
に影響を及ぼしたかに就き富山商業會議所に於て調査した
所は大要次の如くである

△支那への輸出額

富山壳藥同業組合の調査に據れば大正十一年度の壳藥輸

出額は主として支那及び南洋で三十二万一千百四十三円

内支那への輸出額は二十二万三千百三十六円であるが右
は稅務署の免稅輸出手続を経た完然の製剤類で此の外実

際輸出せらるるものには半製薬品並に原料及び表装等を
輪出し支那各地で製剤し富山壳藥として販売するものが

ある、右は實際に於て余程の多額に上る由で其の正確な

数字を掲げ難いが有力なる當業者の見込では大正十一年

のみに於ても前記半製品又は原料其の他として輸送し支

支那戰亂と輸出壳藥
其の影響調査

上海付近を中心として起つた支那の漸漸戰争は旧來屢々支

那にて製剤販売せらるるものとの金額は免稅輸出手続のもの

の倍額を下らなからうとのことである、而して十二年

までは度々支那の伝統的年中行事とも称すべき日貨排斥の暴挙に遭遇し販売上種々なる困難があつたが本年は春來排斥の妄動なく取引関係は一般に順調なるに加へて一方銀価の昂騰其の他による為替関係で支那人の購買力増進した等の為め富山壳菓の輸出も近年稀有の好況を呈し

其の額昨年輸出の倍額を下らず即ち十二年支那への総輸出額を六十七万円とすれば十三年は其の倍額の百三十四万円を下らないだらうとされて居る

△南清への輸出額

金支那に亘つて輸出せらるる総額の概算を前記百三十四万円とし之れを南清と北清に輸出せらるるものに分ちて其の正確なる全額を知ることは困難であるが是亦当業者の見込では約半額と概算して大差なからうとのことであるが即ち南清を約半額とせば其の輸出額は六十七万円となる、但し実際南清への輸出額は北清の夫れに比して多額であるが実数を得難いから大凡其の見当で約半額宛と

概算したのだ

△支那内乱の影響

而して内乱の結果は支那全体への輸出関係に対し多少の影響を及ぼすことと言を俟たないが就中上海付近を始め南清一帯との取引に対し最も甚だしく影響を及ぼすべく其の主要の点を掲ぐれば輸出高に及ぼすものと代金回収に及ぼすものとで之れを概説せんに

(一) 輸出額に及ぼす影響 每年の輸出状態は其の額季節に依つて繁閑あり一年を通じて輸出の最盛期と云ふべきは三月より八月までの約半歳で他の半歳は輸出高が僅少に過ぎないから今次の内乱が旧例に依り年内又は越年するも年初に終焼すれば販売の成績上恐らく大なる悪影響を及ぼさないだらうが万一戦乱の長期に涉れば来年の輸出は大打撃を被るであらう其の内乱区域の拡大するに併ひ独り南清方面のみでなく支那一円に対する総輸出額の上に大打撃を及ぼすであらう

(二) 代金回収に関する影響 輸出壳菓の取引慣習は葉品額(局方剤の如く壳菓ならざる薬品)は普通現金取引

で売薬取引は普通現金及び延の二法あり延取引には約束手形又は小切手（小切手も普通延日付のもの）で支払はれ其の期日は大抵三箇月のもので凡て支那の銀行又は個人経営の錢莊営業者宛のものである。（錢莊営業者とは日本の両苦商の如きものだが業務は銀行同様である）而して取引額の約三分の二は延期日で行はれつゝあるが此の額も正確に数字を知り難きも概算數十万円に上ることは想像し得らるる、此等の銀行及び錢莊営業者は戰乱となるや直ちに閉店して支払を停止するの虞がある然るときは實に受取り居る受取手形は不渡となり此点は現実に大なる影響を受くるのである

概要右の如くなるも目下は開戦の初期にして影響に関する事実の通信なく具体的に判明せないが兎に角相当の影響打撃は免れ難しと見らるるのである、以上は去月十二日の調査に係るものであるが爾後内乱は愈々拡大して北清より更に廣東に及ぶの形勢となり戰期も相当に永きに涉るものと見らるるに至り輸出売薬の為めに非常の打撃を被るが如くなので同所では更に同月十八日本年の売掛金は回収不能と

なり本年の輸出額も大減少を来さないかと再調査した概要是左の通りである

一本年支那への總輸出額を概算百三十四万円とし之れに對し受取の手形三箇月期日にて完全に決済せられ居るも之とせば輸出最盛期の三月より八月までであるから其の三箇月の売却高約半額として六十七万円の三分の二約四十万円内外は回収済となり戰乱の為め回収困難なるは他の半額約四十万円内外となるべき筈であるが事実は三箇月の期日に完済せらるるもの寧ろ稀であつて多くは手形の延期又は書換せらるるものが多いから前三箇月の売却代金に於ても回収困難に陥るもの少額に止らない、今仮りに三月四月の分のみ完全に回収し居り五月分は後三箇月分と共に回収困難に陥るものとせば其の額約六十万円に及ぶであらう

二 北清にても奉天は動員状態で今や山海關附近に於て大會戦を予想せられ奉天紙幣は下落して最近まで金票と殆んど同額であつたものが今日は半額となつた如き状態であるから一層回収は困難であらう

三、支那の大節季は端午及び中秋と年末とで其の大節季には手形以外のものは多く完済せらるるの風習なれども今年中秋は恰も内乱の勃発直後とて手形以外短期の回収金も大打撃を受くる訳である

四、福州、香港、廈門、長沙等は未だ戦乱起らず今日の處此の方面の影響は比較的大ならず将来とても戦争は余り最南方に及ばない見込であると

以上の如く大体は前回の調査通りで支那への輸出売薬は數年來の日貨排斥以上に非常に大打撃を被るに至るだらうとは當業者一般の危惧する所なるが如し

(「雪山商業月報」大正十三年十月十五日)

請願書

五四 昭和元年六月 商工省への海外売薬品無償貸与方請願

(内藤記念くすり博物館蔵)

就而ハ売薬行商人走名入用ニ御座候 乍御手数適當の者御選ひの上御遣し被下度深く御依頼申上候

右當用而已如此御座候 謹首

五月廿四日 青江兵作 様

笠林鶴次郎

謹啓賣舗益々御隆盛の段奉大賀候 陳へ別紙許可書四通送り上候間御受取被下度候 小生義今般京城築路五丁目八十八番地ニ店舗を設け食料雑貨の販元致候事ニ相成申候

本県売薬は米に亘ぐ生産を有し大正十四年中の生産額は貳千万円以上に達し其の販路たるや内地一円、朝鮮、台灣、韓太、海外としては支那、布哇方面に搬出せり當組合は将来海外輸出の有望なるを察知し先年支那、南洋方面に視察員を派遣し彼地の状況を観察し徐々に輸出の歩を進め來りたる所今や百万円余輸出するに至れり然れども歐米各国より支那、南洋方面へ輸出せらるゝ額に対比せば甚だ微々た

るを以て従来種々の対応策を講じ奨励に努め歐米各国より支那方面の輸入せる内最も需要多き売薬の一部を購入し参考に資し研究指導しつゝあるも日進月歩の今日僅々少數のものを蒐集研究するのみなるを以て其の効果甚だ少きを遺憾とするが幸ひ御省に於て近々海外へ旅商派遣に決定せられ売薬も計画の商品内へ加へられたるに付ては此機会に於て当組合員の製造に係る売薬を委託し永久的の販路を開拓致し度其の準備に着手中にて本県売薬を世界的に発展せしめんには内容の改善亦必要なるに就中包装意匠等の改良以下の急務なりと信ず仍つて当組合は今回旅商の派遣の各國へ歐米各国より輸入せらるゝものを参考資料として購入し当業者に示し指導説教に努めたきものなり

(「富山県売薬同業組合沿革史」)

五五 昭和元年十一月 丸師売薬株式会社設立

△丸師売薬株式会社

一本店 富山市荒町二五

二 日的 輸出売薬營業	三 設立 大正十五年十一月二十五日
四 資本金 金七万円	五 払込額 金七万七千五百円
六 重役 取締役 堀彦次郎、吉本理八郎、弘田芳太郎、廣瀬重次、岡田義秀、古澤松太郎、監査役 小竹豊次郎、江川海作、青山金次郎	(「富山商業月報」昭和二年一月十五日)
七	

五六 昭和元年十一月 メキシコ売薬拡張案と現地事情

本県売薬は、従来海外として支那、布哇、英領加奈陀、蘭領方面へ輸出し居るも毎年の輸出額は百五、六十万円に過ぎず、茲において県売薬同業組合は輸出売薬の振興を一層図らんがため、左記計画の下に輸出業者、その他をして一大会社を起しあしむべく由上知事等は口下奔走中であるが、今メキシコを中心としての該計画案の内容によれば左の如し

一 企業計画 大要

イ メキシコ共和国首府メキシコ市を中心として共和国全土に渡り、富山県より行商員を派遣して県下生産の売薬を販売せんとす

ロ これに要する資本は現金二十万円及び売薬一百万円とす、其出資方法は企業第一年度において二十万円の現金と売薬価額廿万円とを出資し、以下事業拡張に従ひ毎年売薬原価廿万円づつを五ヶ年継続事業として都合一百万円に達するまでの出資をなすものとす

ハ 販売の方法は現行富山県生産売薬の販売方法を基準として墨国国情を考慮して適当の方法を探るものとす

ニ 企業第一年度に於て一般家庭の加入戸数五万と、特約薬店五千戸とを得、この売上高二十五万円に達せしむる予想なり、以後年々五万戸の一般家庭加入者と、一千戸の特約薬店とを増加し、第五年度末に於ては二十五万戸の一般家庭加入者と、九千戸の特約薬店とを得売上優に三百二十五万円に達せしむる予想なり、斯くして漸次発展し、十ヶ年後には年額一千万円の売上を得ること難事

にあらず

ホ 第五年度よりは事業の成績に基き協議の上、一般製薬事業を開始するものとす

ヘ 本企業完成期即ち第五年度末における利益は、現金及薬品投資額総計百二十万円に対し、年三割七分強となること

ト 本企業完成の上は墨国を中心として、中米亥瑪等に販路拡張することは極めて容易なり

二 企業地事情

A 医薬分業 現在墨国は医業は只処方を一般患者に与ふるのみにしてこれが調剤は凡て薬店に於て行ふ習慣なり従つて相互の便利のため医師の処方はその儘使用出来るやう売薬新薬事調整され盛に使用せられつゝあるを以て一般に売薬を信用して使用するの風あり

B 医師の不足と売薬の需要 一般に医師大いに不足勝ちにて人口五千以下の村落においては医師の皆無なること少からず従つて診断料も処法薬価も非常に高価にして仲々一般の需要を満すこと困難の事情にあるを以て必然的

に売薬の需要あり

C 薬品の供給現状 都会に於ては然らざるもメキシコの田舎においては交通その他事情のために薬品の供給状態甚だ不完全にして軽き疾患の場合等満足に且つ容易に薬品を求むること甚た困難の情態にあるをもって本企業は同国の国情に照らし極めて好適の販賣方法なり而も同国においては凡て現金販賣の方法を採り他に本企業の如く一般需要者に便利なる販賣方法を試みつゝある例なきを以て大々的歓迎を受くることは想像に難からざるべし

D 一般衛生状態より見たらる売薬の種類 墨国は低地と高原地方によりその氣候風土等に著しき相違あるをもつて売薬の種類にも自ら考慮を要す。今本企業に要する売薬の種類を挙ぐれば大略左の如し

△マラリヤ丸△アスピリン散△風邪解熱散△婦人病煎薬△小兒虫下し△下剤△胃散△催眠熱△下熱剤△下痢止△皮膚病薬△きず薬△毒虫中毒用塗布薬△日薬△其他

E 日本薬品の信用 メキシコが上下を通じて日本人に絶大の信頼と親しみとを有することは既に世界周知の事実

にして就中医薬の發達は日本が世界第一位にして而も彼等と同様の人種なるが故に歐米の医薬よりも彼等に適合するものとの深き信用を有す而も日本人は正直にして眞面目なるか故にその調劑に対し絶対の信頼を置くの風あり従つて從来日本人医師にその薬店が言語に通せず人情風俗に疎きにもかゝはらず常に門前市をなすの繁盛を示しつゝあり

以上述べたるが如き状態なれば今その信頼する日本製薬品を一袋の中に納めて彼等の家庭に常備せしめ比較的安全に而も容易便利に使用せしむるにおいては必ず異状の成績を示すことを得べし

三 売薬製造及販賣方法

A 製薬に関する意見 墨国の人情風俗習慣生活

様式食物嗜好從來の売薬様式等を考慮して処方包装製薬等是に最も好適する様に調製することは最も必要する要件なりとす、効能書は凡て「スペイン」語にて認むることを要す

B 薬品輸入方法と輸入税金

一、富山県下に於て製造せられたる売薬に無包装のまゝ荷造りして正味薬品として輸出するものとす一、輸入税の關係上包装用袋紙箱其他の材料は一切日本に於て印刷等完全に行ひ別に包装用材料として荷造り輸出するものとす二、包装は凡て墨国に於てこれを行ふ四、墨国に於ける売薬の輸入税は一キロ瓦に就き墨貨一ペソ（日本金約一円）とす五、輸出に関する荷造りは極めて厳正なる注意を要す

○販売の方法

一、広告　イ、新聞広告墨都の二大新聞に一週間一回づゝ半頁大の広告を行ふロ、貼紙広告販売員は到着地に於て先づ広告用印紙物を壁電柱等に貼付す、第一年度に於ては全共和国に渡り約五十万枚を以て限度とし漸次其数を増加すハ、小冊子配布一般衛生及薬品広告販売員巡回プログラム等を印刷したる美麗なる小冊子を製本し販売員により全国得意に配布す第一年度に於て約二十万冊とし漸次其数を増加せしむニ、絵画広告美麗なる絵入広告約二十万枚を得意先及薬店に販売員を通じて配布す

四 直接販売　薬品の消費売切れ等による一般得意又は薬

二、販売員の戸別訪問　イ、支配人は中央衛生局及各州衛生局につき本製薬の確實有効なることの證明書を入手しこれを販売員各自に付与すロ、販売員は先づ目的地の市町村長又は薬店主に親交を求める信託して販薬し得べき土着者の人名簿を作製すハ、販売員は売薬を携帶し前記名簿に従ひ各戸を訪問し貸付販売を行ふニ、その額は一戸当たり十円を限度としこれを超過する毎に超過額に対してもその半額を前金として申受くるものとす、売薬の貸付を契約する場合には一定の契約書に署名せしめ申込額十円迄はその五分の一を前金にて申受くることとすホ、毎年二回つゝ必ず訪問して消費薬品の補充入替等を行ひ同時に集金をなす

三、薬店卸売　臨時必要なる売薬は最寄りの薬店において何時にも求めらるゝやう各薬店に販売を委託す、その額は先方の希望と店の信用とにより定め前金の申受けをなさず、定価の二割を利益として彼れ等に与へ販売員巡回訪問の際計算を行ふ

店よりの直接注文は相当の額に達する見込みなり、この場合一般得意に対しでは運賃先方持にて代金引換へ郵便薬店に対する諸費用当方持委託販売の方法により発送するものとす。この場合薬店との計算は販売員巡回訪問の際他の計算と同一方法にて行ふ

五 販売員の給料と共に収入 イ、販売員には一切給料及旅費を支給せず ロ、売上代金の三割を販売員に給与すべく、販売員は所要の旅費生活費その他一切の費用を自弁とす

ニ、販売上の不注意より生ずる紛失又は集金不能となりたる薬価の三分の一に販売員の責任負担とす ハ、販売員は会社において一定額の貯金をなすの義務を有すべく、販

売員収入は渡航第一年度前半間六ヶ月は見習ひ期間として単に生活の保証を得るに止まるも以降日々左表の平均収入を納むることを得

年 度	販売人 総収入	摘要	販売 員數	一人平 均収入	一人平均 諸支出	一人平 均利
第一年度	毛、五〇〇	家庭 上配當 薬店売 上配當	一〇	五、〇〇〇	四、〇〇〇	一、〇〇〇

年 度	販売人 総収入	摘要	販売 員數	一人平 均収入	一人平均 諸支出	一人平 均利
第一年度	毛、五〇〇	家庭 上配當 薬店売 上配當	一〇	五、〇〇〇	四、〇〇〇	一、〇〇〇

年 度	加入戸数	戸数金額	一般家庭	薬 店	計	
					家庭 上配當	上配當 薬店売 上配當
第一年度	戸数 額	五、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇
第二年度	戸数 額	五、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇
第三年度	戸数 額	五、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇
第四年度	戸数 額	五、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇
第五年度	戸数 額	五、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇
計	戸数 額	二五〇、〇〇〇	二五〇、〇〇〇	二五〇、〇〇〇	二五〇、〇〇〇	二五〇、〇〇〇

四 販売員予想

年 度	戸数	金額	一般家庭	薬 店	備 考
第一年度	戸数 額	五、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇	各戸売上高平均五〇円

年 度	戸数	金額	一般家庭	薬 店	備 考
第一年度	戸数 額	五、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇	各戸売上高平均五〇円

第二年度	加入戸数 集金可能額	一〇〇,〇〇〇 三五,〇〇〇	六,〇〇〇 五,五〇〇	药店一戸売上平均百円
第三年度	加入戸数 集金可能額	一五〇,〇〇〇 四五,〇〇〇	七,〇〇〇 六,五〇〇	药店各戸売上平均百円
第四年度	加入戸数 集金可能額	二五〇,〇〇〇 七五,〇〇〇	八,〇〇〇 七,五〇〇	药店一戸平均売上高百円
第五年度	加入戸数 集金可能額	三五〇,〇〇〇 九五,〇〇〇	九,〇〇〇 八,五〇〇	药店一戸平均売上高二百円
		四五〇,〇〇〇 一三五,〇〇〇	一〇,〇〇〇 九,五〇〇	药店一戸平均売上高三百円

◇備考（イ）墨国の全人口は千五百万人にして大約三百万家族と推定することを得依つて第一年度において約五万家族を得意とし以降年々五万家族の新得意を増加しつゝ十ヶ年間に五十万家族に達せしむる見込みなり（ロ）メキシコ共和国内の薬店又は売薬取扱ひ業者は約二万軒にして最初の

第一年度においてその内最も確実なるもののみを選びて約五千軒を特約店となし年々約千軒づゝを増加す斯くして総数一万軒に達せしむる予想なり（ハ）墨国の現状より推し

て一戸平均一ヶ年五円の売上を見るは極めて容易なり（ニ）毎年後半期間の加入者は支払期日に達せざるを以て新加入者の半数を集金可能戸数と見做せり（ホ）药店販一般得意の消費薬の補充をなす他に本院薬を他の一般院薬と等しく顧客に販売する充分の可能性を有するが故に一戸平均第五年度末に於て二百五十円第六年度末において三百円の売上を見ること困難の業にあらず（ヘ）药店のみに卸す売薬の稍高価なるものを製造し同様の方法にて販売する予想なり（ト）斯くて第十年度には裕に年額一千万円の売上を見ることが困難ならず（チ）墨国に於ける成績に従ひ中米及玫瑰島に販路を拡張せば更に一層の発展を見るべくこの計画は必ずしも難事にあらず

五 事業予算

イ 第一年度収支計算

A 第一年度支出

費　　日　　金　額	備　　考
創　設　費　二,〇〇〇	
旅費及支度費　七,〇〇〇	従業員
渡航費　　八,〇〇〇	販売員二十名分

V 海外売上

營業所設置費	一六,000	事務員一名分	一,000	輸入税	三〇,000	墨国売価の二分
内備費	一,000	電話、事務器、家具其他		運賃荷造費	四〇,000	墨国売価の四分
事務所諸設備費	一,000	支配人以下従業員宿泊所諸設備費		日本事務所費	九,000	現金として必要な額
倉庫諸設備費	二,000	包装、荷造、用具其他		計	一〇〇,000	支配人以下従業員宿泊所諸設備費
住宅諸設備費	一,000			薬品代金	三〇,000	売上代金の五分の一を原価とする
広告費	八〇,000			利息	一五,000	投資現金二十万円に対し年七分
内新聞廣告費	一〇,000			支出総計	三六,000	
内貼紙廣告費	一〇,000			B、第一年度収入		
配布用小冊子	一〇,000					
広告用絵画	一〇,000	二十万枚分	一枚五錢	費目金額		
販売用具	一〇,000	販売員の薬品携帯用革包皮大トランク各二十個分其他		薬品売上収入	三五,000	売上代金(一五,000)の六割販売員
販売用具費	六,000	營業税其他		計	一五,000	越す三割を給し集金不能一割を見
人件費	一六,000	事務所及倉庫家賃				
賃貸費	三,000	支配人給料	年額 六,000			
事業費	一六,000	事務員給料	日本人一名三,000			
事業費	一六,000	墨国人三名	九,000			
銀費	三,000	包装荷造等の労働者給金				
消耗品費	三,000	販売員の養成費をも含む				

C、第一年度損益計算

摘要	要金額	備考
収入	二五,000	
支出	一五,000	
差引不足	一五,000	

第一年度は事業開始に必要な資金を多く固定せしむる事が必なるが故に損益計算は不足となつる

日本より墨都迄
許迄
墨都より各販売員手

日本より墨都迄
許迄
墨都より各販売員手

A 第二年度支出

費　　目	金　額	備　考
薬品原価	一全、000	
広告費	毛、900	
新聞広告費	一一〇、000	一大新聞に各一週一回半頁廣告
内貼紙広告費	一二〇、000	売上高五五、〇〇円の五分の一
訳子配布用小冊	一三七、〇〇	六十万枚分　一枚二錢
広告用絵画	一三五、〇〇	二十五万冊分　一冊五錢
事務費	六、〇〇	
業賃費	七、〇〇	營業税其他
人件費	三、〇〇	
旅費	一八、〇〇	
消耗品費	一〇、〇〇	
税金	七、〇〇	
輸入税	六、〇〇	
運賃諸掛り	一八、〇〇	売価五五、〇〇円の二分
日本事務所費	三、〇〇	同上四分
雜費	三、〇〇	従業員養成費を含む
従業員渡航費	二、〇〇	二十名の新従業員渡航費
金利	一、〇〇	現金資本二十万円に対する年七
計	四三九、〇〇	

B 第二年度収入

費　　目	金　額	備　考
薬品売上代金	五五、〇〇	

二割を取立不能と見做し総売上
高の三割を販売員六割を收入と
して計上す

C 第二年度損益計算

収　　入	支　　出	金　額	備　考
五五、〇〇	四五、〇〇	一〇、〇〇	
差引利益	一〇、〇〇		

A 第三年度支出

費　　目	金　額	備　考
薬品原価	三〇、〇〇	
新聞広告費	一〇、〇〇	売上高百六十万円の五分の一
内貼紙広告費	一四、〇〇	
訳子配布用小冊	一〇、〇〇	七十万枚分　一枚二錢
広告用絵画	一〇、〇〇	七十万枚分　一枚五錢
事務費	五、〇〇	四十六万枚分　一枚五錢

A 第三年度収入

費　　目	金　額	備　考
現金及薬品投資総額六十万円の内現支投資二十万円に対し年七三分の金利を支払ひ尚且つ二割三七の純益を見る計算	一〇、〇〇	

現金及薬品投資総額六十万円の内現支投資二十万円に対し年七三分の金利を支払ひ尚且つ二割三七の純益を見る計算

事務費

五、〇〇

V 海外売業

	業費	賃費	税費	營業税其他
輸入品耗費	三,300	三,300	三,300	墨国人事務員一名增加
輸入品税費	六,000	三,000	三,000	
輸入品銀費	三,000	三,000	三,000	
輸入品計	九,300	九,300	九,300	
運賃諸掛り	三,000	三,000	三,000	売上高百六十万円の二分
日本事務所費	三,000	三,000	三,000	売上高百六十万円の五分
雜從業員渡航費	三,000	三,000	三,000	現金投資二十万円の年七分
金利	一,000	一,000	一,000	販賣員二十名分
計	六,000	六,000	六,000	現金投資二十万円の年七分
B 第三年度収入				
費日金額				
薬品売上収入 八〇,000				
備考				
C 第二年度損益計算				
摘要要金額				
支収入 八〇,000				
支収出 八〇,000				

	差引利益	現金及薬品投資総額八十万円の内現支投資二十万円に對しては年七分の金利金を払ひて尚且つ三分の純益となる
A 第四年度支出		
費日金額		
広告費	10,000	売上高二百三十七万五千円の五分の一
薬品原価	四五,000	
内貼紙廣告費	10,000	
新聞廣告費	10,000	
子貼紙廣告費	10,000	八十五万枚分一枚二錢
訳子貼紙廣告用小冊	10,000	六十万冊分一枚五錢
広告用絵画	10,000	
業務費	10,000	
件費	10,000	六十万枚分一枚五錢
事務費	10,000	
旅費	10,000	
家賃	10,000	
營業費	10,000	
人件費	10,000	
税費	10,000	
輸入品費	10,000	
輸入品税	10,000	
輸入品銀	10,000	
輸入品計	10,000	
輸入品備考		
輸入品計上		墨国人事務員一名增加
輸入品計上		売価一、三七五、〇〇〇円の一
		分

運賃諸掛り 金、600 同上四分

従業員渡航費 三,000 販売員増員二十名

日本事務所費 一,800

雜費 五,000 従業員養成費その他

金利 一西、000 現金二十万円に対する年七分

計 一六、500

B 第四年度収入

費 日 金額 備考

薬品売上収入二、三萬、七百 売上総額の五割三分を収入とす

集金不能一割七分と見做す

計 一三萬、七百

C 第四年度損益計算

摘要要金額備考

収入一、三萬、七百

支出八千、五百

差引利益二、三萬、七百

現金及薬品投資総額百万円に対し現金投資ノ二十万円には年利七分を支払ひて尚且つ三割七分利益となる

七 従業員養成

墨国に於て事業を成功の域に導かんとするには先づ優良なる従業員を得ることに主力を注がざるべからず依つて本企業に於ては主として富山県出身にして投資製薬業者の選抜試験による意志強固体格強健にして容姿の見苦しからざる二十歳前後の前途有為なる青年を第一年度に於て二十名以降年々二十名づゝを渡航せしめ約六ヶ月間専ら言語風俗習慣商業知識の修養等をなさしむ漸次実務につかしむるもの

ホ 第五年度以降利益予想 第五年度以降年々販路は拡張され信用は増さるゝを以て利益率は次第に良好となり五割以上の純益を見ることが困難ならず

く 事業報告 毎月一日事業上の万端に就て詳細なる報告をするものとす

六 第五年度末迄に要する資金

摘要要金額備考

第一年度 四〇〇、〇〇〇 現金廿万円及薬品廿万円

第二年度 一一〇〇、〇〇〇 薬品廿万円

第三年度 一一〇〇、〇〇〇 薬品廿万円

第四年度 一一〇〇、〇〇〇 薬品廿万円

第五年度 一一〇〇、〇〇〇 薬品廿万円

計 一、一〇〇、〇〇〇 薬品及現金投資統計

とす

(『富山日報』大正十五年十月二十九日と十一月十四日)

第七条 本公司の株券は志株券、五株券及拾株券の参種とす

す

株主は株券の分合を請求することを得す

第八条 本公司の株券に記名式とす

第九条 株金の払込は毎株に付第宅毛を拾武円五拾錢とし

第九条 株金の払込は毎株に付第宅毛を拾武円五拾錢とし

○國際製薬株式会社定款案

第一章 総則

第一条 本公司は富山県売薬を「メキシコ」及「プラジル」

其他の海外諸国へ輸出し其販路の拡張を期する為元薬の

製造並販売を営むる以て目的とす

第二条 本公司は商号を國際製薬株式会社と称す

第三条 本公司は本店を富山市に置く

第四条 本公司の資本金は壹百万円とす

第五条 本公司の公告は所轄区裁判所の登記事項を公告するときは当事者連署の書面を作成し之に株券及記録書類を添へ本公司に其の請求を為すべし改氏名又は相続等により株券の名義書換を為むとするときは株券戸籍抄本若は其の他證拠書類を添付することを要す

第一章 株式

第六条 本公司の株式は六万株とし壹株の金額を五拾円とす

第七条 本公司の株券は志株券、五株券及拾株券の参種とす

書面の提出を要す

第十二条 汚損若は毀損したる株券の引換を為さむとする
株主は株券引換請求書に株券を添へ本会社に提出すべし
株券を亡失したる株主は其の事由を詳記したる書面を作
成し保証人氏名以上の連署を以て本会社に新株券交付の
請求を為すことを得此の場合に於て請求者の費用を以て
其の旨を公告し参拾日を経るも株券を発見せざるときは
新株券を交付す

第十三条 前二条の場合に於ては株券一枚に付左の手数料
を徴すべし

株券名義書換拾錢

株券引換及新株券交付五拾錢

第十四条 株主は株式取得のとき其の氏名住所及印鑑を本
会社に届出べし其の変更ありたるとき亦同し

第十五条 本公司は定時総会前参拾日を超える期間株式
の譲渡に因る名義書換を停止す

第三章 株主総会

第十六条 定時株主総会は毎年 月之を開き臨時株主総会

は必要ある場合に之を開く

第十七条 株主総会の議長は社長之に当る社長事故あると
きは常務取締役之に代り常務取締役事故あるときは他の
取締中より之を代理す

第十八条 総会の決議にして可否同数なるときは議長之を
決す但し商法第二百九条の通法を受くる場合は此の限に
あらず

第十九条 株主は本公司の他の株主を代理人として其の議
決権を行ふ事を得

第二十条 株式総会の議事及決議は議事録に記較し議長及
出席株主氏名之に署名捺印すべし

第四章 役員及取締役会

第二十一条 本公司に左の役員を置く

取締役 五名

監査役 三名

第二十二条 取締役及監査役は株主総会に於て百株以上を
所有する株主中より之を選挙す

第二十三条 本公司には取締役会の決議に依り相談役を置

くことを得

第二十四条 取締役在任中は其の所有の株式百株を監査役に供託すべし但し其の株式は退任するも株主総会に於て其の在任中取扱ひたる事務の承認ありたる後に非されば之を還付せず

第二十五条 取締役中より社長を互選す又必要ある場合は取締役会の決議を以て事務取締役を置くことを得

第二十六条 社長は本会を代表し取締役会の議長となり会社一切の業務を總理す

常務取締役は社長を補佐して会社の業務を掌理し社長事務員の任免其の他重要な事項を議決するものとす
故あるときは之を代理す

第二十七条 取締役の任期は三ヶ年とし監査役の任期は二ヶ年とす但し任期が最終の配当期に関する定期総会前に満了したときは其の総会の終結に至る迄其の任期を伸張す但し取締役の一部又は監査役の一部のみ選任するとときは其の任期は他の在職取締役又は監査役の残任期間に同じ

第二十八条 取締役又は監査役に欠員を生したときは臨

時株主総会を開き補欠選舉を行ふ但し法定の員数を欠かさる限りは次回の改選期迄之を延期することを得

第二十九条 取締役及監査役の報酬は株主総会の決議を以て之を定む

第三十条 取締役会は取締役を以て組織し諸規程の制定事務員の任免其の他重要な事項を議決するものとす

取締役会は社長之を招集し議事は出席取締役の過半数を以て決す可否同数なるときは議長之を決す

第五章 計算

第二十一条 本会社は毎年月の終に於て諸勘定を決算す

第三十二条 損益計算の毎期純益金より総損金を控除し残額を純益金とす

純益金の百分の五を以て役員の賞与金に充つ

配当金の割合は株主総会に於て之を決議す但し決算の都合の都合に依り次期へ繰越金と為すことを得

第三十三条 株主配当金は當該營業期の最終日に於て株主名簿に登録せられたる株主に支払ふ者とす

付 則

第三十四条 本公司の負担を帰すべき設立費用は参考用を

限度とす

○発起人

上 新川郡

金岡又左衛門 米田元吉郎 岩山小兵衛 森正太郎 竹島
亮 赤祖父牛松 平井嘉之 安井文雄 池上健一 飯倉平
兵衛 宮城彦次郎

中 新川郡

齋藤仁左衛門 加藤金次郎 石金長四郎 石黒七次 小松
武右衛門 鷹取政次郎 藤木治郎平 荒木甚助 香川保忠
下 新川郡

米澤興三次 谷欽太郎 濱松與八郎 西田厚良 高野由次
郎 中田六郎平 寺田孫右衛門 森丘寛平 濱松與三嗣
漆間唯一 竹内孫三右衛門 濱田長次郎 竹内啓三
婦 負 郡

浅野長太郎 井上清孝 岡崎佐次郎 舟木定治 内山松世
若林松次郎 若林為太郎 久保平次郎 石原正太郎 内田
佐孝 株式会社茶木谷廣貢堂 榎野吾一 川崎せき 坂井

庄次郎 井登つる 平田安太郎

射水郡

八島八郎 片口安太郎 岩脇孫八 中西清八 南林仁十郎
宮林彦九郎 堀二作 金木喜作 堀豊 竹内喜平 老田伊
則 松長茂 結城孫四郎 秋元伊平 川除甚吉 渡邊八三
郎 澤田健一 針山清三 正力正助 鈴木外雄 谷道五郎
次 橋林太郎 藤岡五郎平 木倉虎松 麻生正蔵 江尻豊
太郎 堀田勝文

水見郡

堀野與右衛門 本川藤三郎 紺野彦左衛門 清嘉平次 田
中房次郎 大西篤示 廣瀬鎮之 萩野一朗 中辻喜次郎

東筋波郡

佐藤助九郎、田中清文 根尾宗四郎 櫻井宗四郎 岡本八
平 山田正年 神田七次郎 萩野裕次 安念次郎左衛門
金榮庄太郎 大井長平 吉田久兵衛 根尾長次郎 吉田儀
作 神澤新右衛門 野村理兵衛 荒木文平

西筋波郡

高廣次平 加賀四郎 岡本吉次郎 吉田仁平 江守與三平

富田茂正 宮長成 松村謙三

富山市

蓮沼安太郎 中田清兵衛 須田藤次郎 三井治平 大場彦
 三郎 藤井論三 永井庄一郎 蓼沼友次郎 金井久兵衛
 吉川小三郎 阿部初太郎 密田勘四郎 吉本理八郎 高桑
 直助 密田林蔵 密田兵蔵 堀彥次郎 山田信昌 松井伊
 兵衛 澤田金太郎 橋文蔵 安達敬直 田中清衡 吉田外
 次郎

高岡市

菅野傳右衛門 荒野耀四郎 片岡若太郎 木津太郎平 金
 田肩丈 井上策 萩布宗四郎 井上塩六 藤平長門 三谷

長八郎 荒井健三 菅池岩吉

(「北陸藥報」昭和二年一月三十日・二月五日)

○國際製薬募株

公募一万二千

此金額 一株ニ付金五十円

此申込証拠金 一株ニ付金二円五十銭

中込總株數カ募集株數ヲ超過シタル場合ニハ此申
 印紙貼用 株式申込書

三錢收入

印紙貼用

株式申込書

株式会社株式

株

せんとする國際製薬株式会社は其の後自上知事の転出に依り稍や其の機先を殺がれたる觀があつたが県商工課、売薬同業組合及び発起人が全力を挙げて其の成立を急ぎ自根現知事亦本年度に於て二万円の県補助金交付を聲明したので愈々生氣づき茲に株式公募の運びとなつたが二万株の内既に発起人に於て引受の決定したものが八千三百株に達して居り公募に付するのは残り一万千七百株であると

(「富山商業月報」昭和二年八月十五日)

白上前富山県知事の斡旋に依り本県売薬をメキシコ及びブラジルその他海外諸国へ輸出し其の販路の拡張を期する為め売薬の製造並に販売を営むべく資本金百万円を以て創立

候依テ証拠金相添申込候也

但シ拙者ニ於テ第一回払込期日ヲ経過シ払込ヲ忘リタルトキハ
証拠金ノ返還ヲ請求セサルコトヲ承諾仕候

ザル事

昭和二年月日 株式引受申込人

住所

発起人ノ住所氏名及其引受株数

一 定 款 作 成 ノ 年 月 日	昭 和 二 年 八 月 一 日	一 目 的	富山県充葉ヲメキシヨ皮ブラジル其他海外諸國ヘ輸出シ其ノ販造並ニ販売ヲ營ム
一 商 号	国際製葉株式会社	一 資 本 金 金 一 百 万 円	一千株 同 県富山市東四十町二十五番地
一 株 ノ 金 額 金 五 十 円	三百株 同 県富山市桜木町七十七番地	五百株 同 県富山市新庄町新庄三十番地	八番地
第一回ノ払込金額 一株ニ付金十二円五十錢	二百株 同 県同市千石町百二十八番地	三百株 同 県同市安野屋町二百四十番地	同
一 取締役ノ有スヘキ株式數 一百株以上	二百株 同 県同市安野屋町二百四十番地	四百株 同 県上新川郡東岩瀬町大字東	地
一 本 店 所 在 地 富 山 市			
一 公 告 方 法 本店所在地裁判所ノ公示ヲ為ス新聞紙ノ内一種			
一 会 社 ノ 負 担 二属ス可キ創立費用 金三千円以内			
一 昭 和 三 年 八 月 三十一 日迄ニ本会社が成立セザルトキハ 本株式ノ申込ヲ取消スヲ得ル事			
一 中込株数ノ割当ニ就キテハ発起人ノ処置ニ異議ヲ挾マ			

株 数	住 所	氏 名
一千株 同 県富山市東四十町二十五番地	中 田 清兵衛	
五百株 同 県富山市新庄町新庄三十番地	金 岡 又左衛門	
三百株 同 県富山市桜木町七十七番地	蓮 沼 安太郎	
二百株 同 県同市千石町百二十八番地	藤 井 諭 三	
二百株 同 県同市安野屋町二百四十番地	都 留 競	
四百株 同 県上新川郡東岩瀬町大字東	米 田 元吉郎	
一百株 同 県上新川郡入善町入膳五千	岩瀬町百十六番地	
一百株 同 県上新川郡入善町入膳五千	竹内弥三右衛門	
一百株 同 県婦負郡百塚村百塚六十七	石 原 正太郎	
一百株 同 県婦負郡百塚村百塚六十七	飯 倉 平兵衛	
一百株 同 県富山市東三番町十五番地	井 上 東 策	
一百株 同 県下新川郡経田村浜経田三十九番地	蓮 沼 友次郎	
一百株 同 県同郡石田村浜石田七十	浜 田 長次郎	
一百株 同 県同郡石田村浜石田七十	浜 松 与八郎	

一百株	富山県上新川郡東若瀬町大字東 岩瀬町三番地	島山	小兵衛	一百株	富山県西砺波郡戸出町戸出七百 八十六番地	吉田	仁平
一百株	同 県氷見郡氷見町漆十八番地	本川	藤三郎	一百株	同 県東砺波郡中田町五千百八 九番地	吉田	儀作
一百株	同 県射水郡横田村横田二千五 百二十七番地	堀	二作	一百株	同 県西砺波郡福岡町千百九十一 五十二番地	高広	次平
一百株	同 県氷見郡氷見町加納四千三 百二十四番地	塙埜	与右衛門	一百株	同 県射水郡大江村西高木五百 二番地	竹内	喜平
一百株	同 県富山市一番町三十二番地	大場	彦三郎	一百株	同 県射水郡守山村守山二百四 十一番地	林太郎	
一百株	同 県氷見郡宇波村宇波四千九 百五十五番地	荻野	一朗	一百株	同 県下新川郡入善町入膳五千 二番地	中	啓三
一百株	同 県富山市清水町百番地	押田	勇次郎	一百株	同 県東砺波郡福野町福野十三 百六十六番地	高桑	直助
一百株	同 県氷見郡女良村中波四百五 百六十番地	大西	篤示	一百株	同 県富山市材木町五番地	竹島	寛
一百株	同 県西砺波郡石動町福町千四 百六十二番地	岡本	吉次郎	一百株	同 県上新川郡奥田村下新五十 九番地	根尾	宗四郎
一百株	同 県東砺波郡五鹿屋村五郎丸 村六千百十九番地	岡本	八平	一百株	同 県東砺波郡庄下村矢木四十 二番地	中田	六郎平
一百株	同 県婦負郡八尾町字東町二千 百五番地	川崎	順二	一百株	同 県下新川郡二日市町三日市 三千三百三十三番地	室崎	聞平
一百株	同 県射水郡小杉町戸破六千三 千三百八十六番地	片口	安太郎	一百株	同 県高岡市小馬出町二十六番 地	漆間	唯一
一百株	同 県同郡滑川町大字大町千七 百四十二番地	香川	保忠	一百株	同 県下新川郡生地町山新九百 九番地	野村	理兵衛
一百株	同 県下新川郡入善町入膳五千 二百三十二番地	加藤	金次郎				

一百株	同	県射水郡新湊町放生津千七百五十四番地	八島 八郎	一百株	同	県上新川郡東岩瀬町大字東岩瀬町九十二番地	宮 城 彦次郎
一百株	同	県富山市仁右衛門町十番地	山田 信昌	一百株	同	県射水郡大門町枕杞首六十番地	正 力 庄 助
一百株	同	県同市古鍛治町九十番地	松井 伊兵衛	一百株	同	県水見郡敷田村小杉三百十四番地	廣瀬 鎮之
一百株	同	県同市中野新町八十四番地	古川 小三郎	一百株	同	県上新川郡堀川村大町六十	平井 嘉之
一百株	同	県高岡市油町二十六番地	藤平 長門	一百株	同	七番地	
一百株	同	県下新川郡村林村荒俣百三十五番地	寺田 孫右衛門	一百株	同	県同郡東岩瀬町大字東岩瀬町百八番地	
一百株	同	県東砺波郡城端町五百十一番地	荒木 文平	一百株	同	県富山市木町六十五番地	須田 藤次郎
一百株	同	県高岡市源平町七十六番地	荒井 建三	一百株	同	県高岡市木舟町三十六番地	菅野 伝右衛門
一百株	同	県中新川郡上市町三十八番地	荒木 甚助	一百株	同	県同市御馬出町四十七番地	菅池 岩吉
			株式申込所並払込金取扱所				
一百株	同	県東砺波郡柳瀬村東開発四百五十四番地	佐藤 助九郎	一	富山市東四十物町	株式会社 十二銀行本支店	
一百株	同	県富山市荒町十八番地	沢田 金太郎	一	同 市中町	株式会社 四十七銀行本支店	
一百株	同	県高岡市利屋町二十一番地	佐渡 養順	一	同 市一一番町	株式会社 富山銀行本支店	
一百株	同	県同市上川原町三十三番地	木津 太郎平	一	同 市荒町	株式会社 富山商業銀行本支店	
一百株	同	県西砺波郡松沢村小神五百九十二番地	宮長成	一	高岡市守山町	株式会社 岩瀬銀行本支店	
一百株	同	県富山市泉町三番地	密田 松太郎	一	上新川郡東岩瀬町	株式会社 岩瀬銀行本支店	

一 下新川郡滑川町	株式会社 滑川銀行本支店
一 婦負郡四方町	株式会社 両越銀行本支店
一 射水郡小杉町	株式会社 永守銀行本支店
一 氷見郡氷見町	株式会社 小杉銀行本支店
一 東砺波郡出町	株式会社 氷見銀行本支店
一 番地 富山市総曲輪百八十	株式会社 中越銀行本支店

(内藤記念くすり博物館蔵)

○設立

資本金百万円を以て富山市に設立の国際製薬株式会社は既に第一回の払込を完了し八月十七日県会議事堂に於て其の創立総会を開き定款の議定及び創立費用を承認の上左の如く重役を選任し更に取締役会に於て社長互選の結果金岡又左衛門氏当選した

△取締役 金岡又左衛門、藤井諭二、都留競、石渡吉次、飯倉平兵衛、長谷川正義、橋文蔵

△監査役 前田利功、中田清兵衛、香川保忠、中山太一

因に同社では今十五日富山商工会議所に於て重役会を開き

事業計画其の他に關し協議打合せを為す筈である

(「富山商工月報」昭和三年九月十五日)

○株主総会

富山市の国際製薬株式会社では去月二十八日富山商工会議所に於て第一回定期株主総会を開き第一回営業報告書、貸借対照表財産目録、損益計算書承認及定款変更の件を可決し尚ほ取締役及監査役各一名補欠選舉の結果取締役に香川保忠、監査役に須田藤次郎両氏當選したが其の利益金処分左の如し

当期益金	七、〇七二、二八〇
------	-----------

当期損失金	三六、七五四、七四〇
-------	------------

差引欠損金	二九、六八一、四六〇
-------	------------

内

県費補助金にて充当	一一〇、〇〇〇、〇〇〇
-----------	-------------

後期繰越欠損金	九、六八一、四六〇
---------	-----------

(「富山商工月報」昭和四年九月十五日)

五六 昭和三年九月 奉天売薬組合へ営業規則改正

請願

益々御清榮之段慶賀候 陳者今般関東府令売薬営業規則改正の請願に關し御照会相成候案に對しては當組合に於ても至極賛成に有之候何卒其目的達成に極力御尽力相成様仕度尚左記の件に付可然御配慮被成下候は幸甚に有之候茲に併せて遙かに敬意を表し候 敬具

奉天売薬組合長 中江十五郎殿
富山県売薬同業組合長 飯倉平兵衛

(「富山県売薬同業組合沿革史」)

五六 昭和三年十月 関東府より売薬営業規則改正につき回答

閏第一八五八〇号の二
昭和三年十月八日

関東府警務局長

九月一十九日付を以て配置売薬の件に關し御照会有之候処現に販売しつゝある売薬に對しては貴見の通に有之候へども鐵嶺開原の如く新に輸入販売せむとするものは許可を要する儀を御承知相成度候也

追て御要旨の趣懸念各警察署長に通知致置候條申添候
今般関東府売薬営業規則改正の結果、爾來本県より同地に輸出せし売薬も本年十二月十一日迄に同府の許可を受くるを要することゝ相成営業者に於て日下その手続き中に有之候而て同規則発布當時既に配置に係る売薬は付則本令施行の際既に販売する輸入売薬は本令施行の日より六ヶ月間第二条の規定に拘らずこれを本年十二月十一日までは販売差支なき儀と被存候処別紙の通り業者の陳情に依れば鐵嶺、開原の両警察署に於ては從来配置しある売薬は絶対に禁ぜられ、之が為め旅先の行商者殆ど休業の状態にて甚だ困難罷り在る趣きに有之候若し是が延びて他の警察署も同様の措置に出でらるゝに於ては少くとも五拾万円価格の本県売

配置売薬に關する件

薬は遂に売薬の口を得ざるに至るべく之本県売薬産業上
洵に心痛に堪へざる次第に有之候以上につき何卒御府より
関東府へ対し既に輸入行商販売に係る売薬は本年十一月十
一日まで販売を差許さるべく様御配意御交渉を相賜はり度
茲に事情を具し奉御願ひ候也

昭和三年十月二十七日

富山県知事殿

〔富山県売薬同業組合組長 飯倉平兵衛
富山県売薬同業組合沿革史〕

昭和三年十一月一一日

富山県売薬同業組合組長 飯倉平兵衛

支那特命全權公使 芳澤謙吉殿

支那上海總領事 矢田七太郎殿（名通）

六〇〇 昭和三年十一月 大阪・富山の業者、関税法
につき陳情

◇大阪売薬組合より本県売薬同業組合への通牒

昭和三年十一月一十一日 大阪売薬同業組合

拝啓時下晚秋の候益々御清穆の段賀奉候

陳者今回支那国民政府の提案に係る關稅法は売薬に當業稅
率丙種を適用し正稅五分の外に半稅（付加稅）従鋪一割二
率丙種を適用し正稅五分の外に半稅（付加稅）従鋪一割二

分五厘の恰も奢侈品に均しき高稅を課せらるゝやに仄聞仕
り候 本組合は大正十年九月支那特命全權公使並に上海總
領事、田中外務大臣に対し稅率引下げ方に関し御配慮を乞
ふ旨稟請すると共に陳情書提出仕り置き候間貴組合に於て
も本件に關し最善の方法につき御尽力相顧ひ度御依頼申上
候 草々

◇本県売薬同業組合よりの陳情喫願書

昭和三年十一月一一日

支那特命全權公使 芳澤謙吉殿

今回支那国民政府の提唱に係る關稅同付加稅中丙種の各稅
化学品中に売薬を加へ奢侈品と同一の重稅を課せらるゝや
に及聞候ところ斯くては我對支貿易上影響を來すのみなら
ず國民の保健衛生上至大的關係を醸すこと相認め候につ
き別紙陳請書を外務大臣商工大臣に提出致し置候について

は事情御洞察を賜はり売薬類に對し何卒相當等級に引下げ
る様御尽力被成下度茲に種々して懇願候

陳 情 書

富山県売薬同業組合組長 飯倉平兵衛

謹みて奉陳情候仄聞する所に拠れば今回支那国民政府の提

外務大臣、商工大臣宛（各通）

唱に係る関税同付加税中丙種の各種化学品中に売薬を加へ

正税従価五歩の外付加税として一割二歩五厘を課し恰も奢

侈品に等しき高税を課せらるゝと果して然りとせばこれ真

に意外とする所にして唯驚愕の外無之候 これを支那側よ

り観るに売薬の輸入奨励は支那国民済生上の福音なるにも

拘らず売薬の輸入税引上げは病者の負担を加重し延いては

國民保健上に至大の悪影響を及ぼし人道上洵に誤れる政策

なりと信じ候 又我國売薬輸出上より見るも若しこの提案

にして成立せんか数十年の苦心により得たる商業的基礎は

忽ちにして破壊せられ當業者の悲境に陥るは勿論國家對外

産業消長に関し殊に売薬を唯一の物産とする本県の如き一

円に過ぎざる状態なるを以て、昭和元年度に於て本県知事

の提唱に基き売薬を中米メキシコ其他へ輸出せんか為め株

式会社設立の議起り、遂に昭和三年八月資本金壹百萬円の

以上の理由により民國売薬輸出上差等税率中丙種に含まる

ム他の化学品と區別し売薬類の等級引下方御考慮賜はり度

茲に組合を代表し謹んで懇願仕り候

昭和三年十一月二日

六〇 昭和四年三月 國際製藥株式會社メキシコ支

店設置

売薬は本県に於て米に亞く重要物産にして逐年產額を増加し、今や年產額參千萬円に達し、別項の如く同業組合の設立ありて斯業の振興を計りつゝありと雖も、之が販路は主として内地にして支那、南洋等の海外に輸出するもの數拾万円に過ぎざる状態なるを以て、昭和元年度に於て本県知事の提唱に基き売薬を中米メキシコ其他へ輸出せんか為め株式会社設立の議起り、遂に昭和三年八月資本金壹百萬円の國際製藥株式會社の設立を見るに至り、本県元薬業者は勿論、県外に於ける援助者を網羅し愈々昭和四年三月中メキシコ市に支店を設置し同六月より開業せり。依て県に於ては昭和三年度に右会社重役の販路先視察費並宣傳費の方へ

奨励金五万円を交付し以降毎年相当県費補助金を下付しつゝあり。本事業は県下完薬の新生面を開き且又我国産業貿易の消長にも影響すべき新販路を求めるとする実に容易ならざる事業なるを以て、宣伝調査等に多大の犠牲と経費を要し、為に会社の資力並県の援助のみにては到底其の目的を達成すること困難に付、予て該会社長又は本県完薬同業組合組長より相当国庫補助金下付方主務省へ申請中にあり。

(「富山県の完薬」・富山県立図書館蔵)

六〇一 昭和八年五月 満蒙輸出組合の設立計画

富山県では満蒙輸出組合設立に大体方針を見、二十六日県會議事堂に於て創立委員会開催の上同組合定款及び八年度收支予算等付議し確定の旨であるが右設立要項によれば組合事務所並に出張所を富山市に置き出資一口百円とし百口壹万円で八年度第一次計画によると予算額九千円で内收入分賦金六百円（業者三十名、年額二十円）斡旋手数料三千円（年額六万円の百分の五）国県補助金五千參百円等と

し支出に於ては創立費百円、出張所費五千七百円、事務費一千六百円、事業費千參百円等であるが本県主要物産中完薬を第一に製錠、炭化石灰、人造肥料、板紙、護謄靴、木工品、薬工品、織物、銅品、漆器、水産物、農産その他雜貨類の對輸出貿易の振興を圖るため共同施設の基礎を固め上漸次事業の進展を期するもので、現在県下に於ける滿州輸出業者の主なるものを業別に示せば左の通である

△完薬 富山市富山薬剤株式会社△富山市富山薬業株式会社△富山市富製薬株式会社△富山市株式会社廣貫堂△富山市株式会社師天堂△富山市久保彌一郎△富山市久保彌之助△富山市笛山林蔵△富山市宮本慶喜△富山市佐藤菊次郎△富山市久保清忠△富山市島伊兵衛△富山市石黒岩太郎△富山市長谷川伊三郎△東水橋町直江宗吉△東水橋町配薬株式会社△東水橋町渡邊儀三郎△東水橋町横山藤吉△東水橋町河合小平△打綿 高岡市高岡打綿株式会社△東砺波郡北陸綿業株式会社△捺染サヨン 高岡市日本プリント工場△風呂敷 高岡市丸二友禪工場△木工品東砺波郡塙田木工株式会社△玩具、運動具 西砺波郡大

平木工株式会社△綿織物 西砺波郡戸出物産株式会社△
漆器 富山市増山三郎△兵衛△富山市野入作平△鯉桜干
水見町七尾松次郎△水見町堀野安太郎△水見町其他△塩
醤鱈 東岩瀬町佐渡傳二△姥 東岩瀬町尾山松次郎

(「薬都の産業」昭和八年五月十五日)

▽活性炭素

となつてゐる、然して資本金の四分一払込の百廿五万円による第一期の企業月論見八十萬円を以て薬草栽培地を購入し十六万円を以て薬草貯蔵庫及同社宅を建設する。

六〇三 昭和八年九月 満州に製薬会社創立準備

満州の大同製薬株式会社創立準備はその後着々進んで持ち株割当て量が決定次第おそらく十月中旬までには会社創立の運びとなつてゐる、同社資本金は一株五十円、五百万

円四分の一払込みで一般公募はしない事になつてゐるが本

社を満州国新京に、工場を新京或は吉林に設置する予定で会社創立は日満経済ブロック並に満州国産業開発の意味からも計画実現は各方面から期待を受けてゐるものである

そこで同社事業計画を見ると医薬、工業製品の原料製造

を大綱とし、食品原料及び薬草類の栽培を実施する予定をたてゝあるが差し当り着手する品目は△草麻子、麻子

油△薄荷脑、薄荷油△甘草△除虫菊△製人參△エフニド
リン△新薬複方エフエドリンシロップ△新薬フスチン△緩和下剤ラキソール△新薬ピラゾーン△新薬アノラーミン△アミグダリン△デアスターゼアグルタミン酸ソーダ

(「薬都の産業」昭和八年九月十五日)

六〇四 昭和九年 海外売薬の届出

輸出又は移出する売薬は、免許の手段を要せず単に届出にて可なり(法、二〇〇)

其届出は売薬発売免許申請書の内容の他同輸出(移)先を記載すべし(勅令、一)

輸(移)出売薬は、売薬営業者の資格、毒、劇薬配伍、効能、広告に関する規定を適用せられず、全く自由と

た。（法、二十一）

但し衛生上危害を生ずるの虞あるものに對しては、この廢棄を命じ、又は直接廢棄し、其他必要なる処分をなし、營業を禁し、停止せらる（勅令、二）

輸移出の売薬の相続繼承、廢棄、譲渡、死亡、失踪、等の場合は内地売薬の場合と同じ手續をなさざるべからず（勅、二）違反科料。

〔『日本薬局要義』〕

昭和十年四月 满蒙売薬の進出企画

本県物産の滿蒙進出熱は満州に在住して事情に精通して

ゐる松岡經濟部長を迎へたことによつてますます拍車をかけつゝあるが、県当局ではこれを好機としてまで富山売薬の滿蒙進出をはかるべく四月廿六日午前十一時半から売薬界の有力者中田清兵衛、金岡又左衛門、藤井論三、荒木、宮崎、西田亮業同業組合正副組合長、橋文蔵、飯倉平兵衛、長谷川儀作氏らの參集を求む松岡經濟部長、西尾商工水產課長ほか関係者が出席して具体的実行方法につき懇談をと

げるところあつたが、県は近く斯界の有力者を満蒙に視察員として派遣し満蒙の実情に即した製剤と販売方法を立てた上で実行に移すはずである。さゞ最近まで閏東軍特務部にゐた松岡經濟部長から満蒙の經濟事情をうながし報告あり、同部長同会の下に本県売薬の振興策を付議した結果松岡經濟部長が六月に渡満するを好機に売薬市場調査のため調査委員を特派すると同時に県当局でも輸出向売薬の生産を奨励し積極的援助につとめ、県対岸貿易振興会とはかつて販路の拡張につとめることを申し合せ、更に満蒙に共同的売薬製造会社設立の可否などにつき協議したが、いづれ実地調査の上具体的振興策を樹立することとなつた。

本県売薬の満州進出策につき近く第三次懇談会を開いて具體化することになつたが県当局は廿六日の懇談会で當業者の意見を徵した結果現在のようだ當業者が個々に満蒙に進出して販売競争をやる」とは実績を期待することが出来ないといふので県当局としては當業者をして販売区域を協定せしめ満蒙の主要地に共同經濟の製剤工場を設置し統制ある計画のもとに全面的に進出をやらうといふことに大体

方針を定めた。

(「薬部の産業」昭和十年五月十五日)

▽土地買取費(千坪) 四千円

▽建物費(百五十坪) 二万五千円

▽敷地耕地費 三千円

▽雜費 三百円

▽建築準備費 千円

▽設備費 四千円

▽暖房装置備品費 千五百円

▽井戸炊事場費 四百円

合計 三万九千二百円

尚、人件費関係予算は次の通りである。

▽支店長給料(年俸) 千二百円

▽女工費(五人) 二千百四十円

▽次事費 九百六十円

▽電燈薪炭費 百五十円

▽小使給料(一人) 三百円

▽雜給 三百五十円

▽旅費 百五十円

▽雜費 四百円

▽予備費 一百五十円

KOK 昭和十年十月 奉天の廣貢堂製藥工場建設趣意書

一 建設予算五万円を計上して滿洲國奉天に製藥工場を設け製藥並に販売を行ふこと。

二 生産並に販売の統制を期する意味において廣貢堂の名義を借りること。

三 建設費の財源は半額(二万五千円)を県費補助交付に待ち四分之一は廣貢堂が出資、残りは一般同業者より募集すること。

四 名義は廣貢堂となすも実質においては廣貢堂と別個のものとなし匿名組合組織となすこと。

然して製藥工場建設予定地は、奉天鐵西奉天工業土地股份有限公司所々有の工場地帶中約千坪を買収する計画のもので、この経費は次の如き予算である。

▽広告宣伝費 五千八百円

以上総合計 五万円

(『薬都の産業』昭和十年十月十五日)

△相談役 富山県売薬同業組合富山支部長 四方同 滑川
同 小杉同 水橋同 高岡同 上市同 中加積同 岩瀬
同 中田同

(『富山県売薬同業組合沿革史』)

事務長羽根芳一

△昭和十一年十一月 奉天の廣貫堂役員

△理事 長澤米太郎 金尾義信 村田藤太郎 北川政次郎
烟龜次郎 株式会社師天堂代表 富山薬剤株式会社代表

株式会社厚生師天堂代表 保壽堂製藥株式会社代表 越

中藥業株式会社代表

△監事 北川東一 米澤正介 株式会社富山精壽堂代表
株式会社博愛堂代表 株式会社仁濟堂代表 株式会社茶
木谷廣貫堂代表

△顧問 富山県知事土岐銀次郎 総務部長小早川貞登 経
済部長松岡四郎 警察部長竹谷源太郎 富山県売薬同業
組合組長荒木基助

△参与 商工水産課長宮崎和清 衛生課長平山長蔵 衛生
技師木庶英献 商工主事松岡正蔵 富山県売薬同業組合
△参与 商工水産課長宮崎和清 衛生課長平山長蔵 衛生
技師木庶英献 商工主事松岡正蔵 富山県売薬同業組合

(『富山日報』昭和十一年十一月二十五日)

六九 昭和十一年 满州国向け壳菓方名と包装

方 名	製 造 所	効 能	定 量	包 装	地 色	色 彩	文 字	備 考
健腦固精滴陽健 胃樹皮丸	同	健腦固精滴陽健 胃樹皮丸	100 瓶入	瓶 入	青、黃 赤及白	黑赤 青	拔 黑	
肋肺呼吸香膠膏 橫濱消毒膏	同	肋肺呼吸香膠膏 橫濱消毒膏	100 瓶入	瓶 入	青、黃 赤及白	黑赤 青	拔 黑	
痔瘡止痛膏 麥精魚肝油	同	痔瘡止痛膏 麥精魚肝油	100 瓶入	瓶 入	青、黃 赤及白	黑赤 青	拔 黑	
保肺漿 燕医生除痰藥	同	保肺漿 燕医生除痰藥	100 瓶入	瓶 入	青、黃 赤及白	黑赤 青	拔 黑	
頭痛健腦靈 燕医生補丸	同	頭痛健腦靈 燕医生補丸	100 瓶入	瓶 入	青、黃 赤及白	黑赤 青	拔 黑	
如意膏 草廉士吸入止咳	同	如意膏 草廉士吸入止咳	100 瓶入	瓶 入	青、黃 赤及白	黑赤 青	拔 黑	
片製消痰半夏 兜安氏馳名藥	同	片製消痰半夏 兜安氏馳名藥	100 瓶入	瓶 入	青、黃 赤及白	黑赤 青	拔 黑	
麥精魚肝油 內服化瘀靈	同	麥精魚肝油 內服化瘀靈	100 瓶入	瓶 入	青、黃 赤及白	黑赤 青	拔 黑	
Kalmine 人乳珠頭髮風丸	聯昌德大藥房 泰和西藥公司 都生堂大藥房 I. Metadior	同 同 同 同	100 瓶入	瓶 入	青、黃 赤及白	黑赤 青	拔 黑	
神妙靈藥丸 萬病時症丸	廣芝館 老病恢復	頭痛 腹痛 痙攣、食あたり	100 瓶入	瓶 入	青、黃 赤及白	黑赤 青	拔 黑	
雙料參茸再造丸	同							

小兒保育丸	平順散	清腸丸	荅連犀上清丸	保肺丸	女界解毒丸	牛黃解毒丸	英神普救丸	萬病丸	病珠丹	胎產丸	開胃山楂丸	追風散	雙料靈寶如意膏	雙料蜜蠟膏
凌角大藥房	同	瀛西大藥房	大東藥房	德記金錢	德壽堂康家老鋪	同	同	同	同	同	廣芝館	同	同	同
小兒整健病	如人解病	腸胃病	感冒	頭痛、耳鳴	傷風咳嗽	咽喉、腫疼、胃火、牙疼	經開不調	同	感冒	小兒驚風	腹痛	小兒疳症	中風	小兒驚風
小袋入	袋入	瓶入	瓶詰、箱入ボ	丸八分八	丸六分六	丸三分三	筒二分二	筒一分一	筒一分一	筒一分一	筒一分一	筒一分一	打撲內服	婦人病
赤	同	同	同	赤	白	青	白	赤	白	同	同	同	醫、云	小兒驚風
薑、黑、赤、青	黑、赤	黑、赤	黑、赤	黑、青、赤	黑、青、赤	青、赤	同	同	同	同	赤	ルレ赤ツテ	同	同
白赤、拔黑	金黑及赤	藍白	拔黑	黑	青	同	同	同	同	同	同	同	赤	同
細丸 巨丸、蠟衣 巨丸黃色蠟衣朱印押捺							稠厚エキス糊	巨丸	小丸子	細丸朱衣	稍大丸、蠟衣	巨丸、白蠟衣	同	同
薄茶様正搘塊にして一寸角高さ八分十箇包湯を注ぎ其儘のむ														

方 名	製 造 所	効 能	能 走 傳	包 裝 一 地 色	色 彩	文 字	備
婦女幸福湯	同	婦女血症	100 箱入	白	赤、青	赤、白	
咳嗽第一丸	同	治咳嗽	大洋 三	愛人	同	黑	
大同藥房	同	治咳嗽	大洋 三	愛人	同	同	
同	同	同	同	同	同	同	
方 名	製 造 所	効 能	能 走 傳	包 裝 一 地 色	色 彩	文 字	備
內消山楂丸	同	胃、結腸吐、惡心 陰腎、腹痛、鼻丸偏廢	毎回三勺を温酒にて送下す	白	赤、青	赤、白	
橘核痰氣丸	同	陰腎、咳嗽、傷風	毎回三勺を生薑湯にて飲下す				
參蔗理肺丸	同	赤白癆疾	毎回大人一勺小兒半量を温酒にて服す				
黃連上清丸	同	咽喉痛、瘡瘍	毎回大人一丸五分乃至三丸然で服す孕婦勿服食				
附子理中丸	同	腹痛、霍亂	毎回一丸孕生姜でのむ				
天王補心丹	同	婦人經脈不調					
烏丹	同	添精神強陰壯陽					
犀角利陽丸	同	咽喉腫痛、惡瘍					
桃仁化毒丹	同	飲食不消瘀塞					
肥兒丸	同	小兒積熱					
黃連丸	同	小兒體質欠調					
益母造丸	同	惡心、吐逆、腹痛					
養老丸	同	鬱悶、翻胃、嘔下					
神效丸	同	耳鳴、中風					
人金丸	同	盜汗、發熱					
六味丸	同	結核					
參精丸	同			白	同	同	
養老丸	同			同	同	同	
神效丸	同			同	同	同	
人金丸	同			同	同	同	
六味丸	同			同	同	同	
參精丸	同			同	同	同	
養老丸	同			同	同	同	
神效丸	同			同	同	同	
人金丸	同			同	同	同	
六味丸	同			同	同	同	
參精丸	同			同	同	同	
養老丸	同			同	同	同	
神效丸	同			同	同	同	
人金丸	同			同	同	同	
六味丸	同			同	同	同	
參精丸	同			同	同	同	
養老丸	同			同	同	同	
神效丸	同			同	同	同	
人金丸	同			同	同	同	
六味丸	同			同	同	同	
參精丸	同			同	同	同	
養老丸	同			同	同	同	
神效丸	同			同	同	同	
人金丸	同			同	同	同	
六味丸	同			同	同	同	
參精丸	同			同	同	同	
養老丸	同			同	同	同	
神效丸	同			同	同	同	
人金丸	同			同	同	同	
六味丸	同			同	同	同	
參精丸	同			同	同	同	
養老丸	同			同	同	同	
神效丸	同			同	同	同	
人金丸	同			同	同	同	
六味丸	同			同	同	同	
參精丸	同			同	同	同	
養老丸	同			同	同	同	
神效丸	同			同	同	同	
人金丸	同			同	同	同	
六味丸	同			同	同	同	
參精丸	同			同	同	同	
養老丸	同			同	同	同	
神效丸	同			同	同	同	
人金丸	同			同	同	同	
六味丸	同			同	同	同	
參精丸	同			同	同	同	
養老丸	同			同	同	同	
神效丸	同			同	同	同	
人金丸	同			同	同	同	
六味丸	同			同	同	同	
參精丸	同			同	同	同	
養老丸	同			同	同	同	
神效丸	同			同	同	同	
人金丸	同			同	同	同	
六味丸	同			同	同	同	
參精丸	同			同	同	同	
養老丸	同			同	同	同	
神效丸	同			同	同	同	
人金丸	同			同	同	同	
六味丸	同			同	同	同	
參精丸	同			同	同	同	
養老丸	同			同	同	同	
神效丸	同			同	同	同	
人金丸	同			同	同	同	
六味丸	同			同	同	同	
參精丸	同			同	同	同	
養老丸	同			同	同	同	
神效丸	同			同	同	同	
人金丸	同			同	同	同	
六味丸	同			同	同	同	
參精丸	同			同	同	同	
養老丸	同			同	同	同	
神效丸	同			同	同	同	
人金丸	同			同	同	同	
六味丸	同			同	同	同	
參精丸	同			同	同	同	
養老丸	同			同	同	同	
神效丸	同			同	同	同	
人金丸	同			同	同	同	
六味丸	同			同	同	同	
參精丸	同			同	同	同	
養老丸	同			同	同	同	
神效丸	同			同	同	同	
人金丸	同			同	同	同	
六味丸	同			同	同	同	
參精丸	同			同	同	同	
養老丸	同			同	同	同	
神效丸	同			同	同	同	
人金丸	同			同	同	同	
六味丸	同			同	同	同	
參精丸	同			同	同	同	
養老丸	同			同	同	同	
神效丸	同			同	同	同	
人金丸	同			同	同	同	
六味丸	同			同	同	同	
參精丸	同			同	同	同	
養老丸	同			同	同	同	
神效丸	同			同	同	同	
人金丸	同			同	同	同	
六味丸	同			同	同	同	
參精丸	同			同	同	同	
養老丸	同			同	同	同	
神效丸	同			同	同	同	
人金丸	同			同	同	同	
六味丸	同			同	同	同	
參精丸	同			同	同	同	
養老丸	同			同	同	同	
神效丸	同			同	同	同	
人金丸	同			同	同	同	
六味丸	同			同	同	同	
參精丸	同			同	同	同	
養老丸	同			同	同	同	
神效丸	同			同	同	同	
人金丸	同			同	同	同	
六味丸	同			同	同	同	
參精丸	同			同	同	同	
養老丸	同			同	同	同	
神效丸	同			同	同	同	
人金丸	同			同	同	同	
六味丸	同			同	同	同	
參精丸	同			同	同	同	
養老丸	同			同	同	同	
神效丸	同			同	同	同	
人金丸	同			同	同	同	
六味丸	同			同	同	同	
參精丸	同			同	同	同	
養老丸	同			同	同	同	
神效丸	同			同	同	同	
人金丸	同			同	同	同	
六味丸	同			同	同	同	
參精丸	同			同	同	同	
養老丸	同			同	同	同	
神效丸	同			同	同	同	
人金丸	同			同	同	同	
六味丸	同			同	同	同	
參精丸	同			同	同	同	
養老丸	同			同	同	同	
神效丸	同			同	同	同	
人金丸	同			同	同	同	
六味丸	同			同	同	同	
參精丸	同			同	同	同	
養老丸	同			同	同	同	
神效丸	同			同	同	同	
人金丸	同			同	同	同	
六味丸	同			同	同	同	
參精丸	同			同	同	同	
養老丸	同			同	同	同	
神效丸	同			同	同	同	
人金丸	同			同	同	同	
六味丸	同			同	同	同	
參精丸	同			同	同	同	
養老丸	同			同	同	同	
神效丸	同			同	同	同	
人金丸	同			同	同	同	
六味丸	同			同	同	同	
參精丸	同			同	同	同	
養老丸	同			同	同	同	
神效丸	同			同	同	同	
人金丸	同			同	同	同	
六味丸	同			同	同	同	
參精丸	同			同	同	同	
養老丸	同			同	同	同	
神效丸	同			同	同	同	
人金丸	同			同	同	同	
六味丸	同			同	同	同	
參精丸	同			同	同	同	
養老丸	同			同	同	同	
神效丸	同			同	同	同	
人金丸	同			同	同	同	
六味丸	同			同	同	同	
參精丸	同			同	同	同	
養老丸	同			同	同	同	
神效丸	同			同	同	同	
人金丸	同			同	同	同	
六味丸	同			同	同	同	
參精丸	同			同	同	同	
養老丸	同			同	同	同	
神效丸	同			同	同	同	
人金丸	同			同	同	同	
六味丸	同			同	同	同	
參精丸	同			同	同	同	
養老丸	同			同	同	同	
神效丸	同			同	同	同	
人金丸	同			同	同	同	
六味丸	同			同	同	同	
參精丸	同			同	同	同	
養老丸	同			同	同	同	
神效丸	同			同	同	同	
人金丸	同			同	同	同	
六味丸	同			同	同	同	
參精丸	同			同	同	同	
養老丸	同			同	同	同	
神效丸	同			同	同	同	
人金丸	同			同	同	同	
六味丸	同			同	同	同	
參精丸	同			同	同	同	
養老丸	同			同	同	同	
神效丸	同			同	同	同	
人金丸	同	</td					

萬能膏	立止祛癆丸	女福音	勞傷咳血藥	導痰葆肺露	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
平熱散	牛黃清胃丸	五洲大參膏	咳嗽化痰丸	風濕立癰藥	千金安胎藥	女界寶	化痰止咳糖	導痰葆肺露	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
貢那補益藥	開胃健脾藥	補腎固精藥	十全大補丸	風濕立癰藥	血崩立止藥	平喘薰氣散	神効止血丸	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
延齡廣嗣酒	君寧養榮酒	病後調元粉	筋脉呼吸香膠	靈驗乳毒膏	五洲催生丹	小兒培元藥	閉經養血丸	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
潤肺止咳藥	調補氣血露	化痰止咳藥	葆肺哮喘藥	急慢驚風藥	至寶肥兒散	小兒回春丹	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

滑疾
五勞七傷

諸眼疾、強壯劑

關節炎、痛風

婦人經水不調

陰虛、咳嗽、肺痿

精神不安

脾腎虛、腰痛

梅毒

惡寒、發熱

不消化、下痢

痛風、關節不利

產前、產後諸症

老人命門火衰

婦人經水不調

頭痛、惡寒、感冒

精神過勞不眠症

毎回三匁を空腹時淡鹽水にて服す
毎回四匁白湯にて服す
朝晩三匁宛茶或菊花煎湯にて服す
毎時三匁宛黃酒にて服用す
毎回二匁淡鹽水にて服用す
毎時一丸白湯にてのむ

(不老長生の薬)
一切の生冷油膩房事等を忌む
毎日一錢宛服用す

五月五日に醸製するものと云ふ
毎回三匁宛淡姜湯にて服す

毎三匁淡鹽湯或黃酒にて服す
毎回空腹時黃酒にて服用す

毎回八、九、一丸空腹時白湯にて送下
毎回二、三匁を淡鹽水にて服す

毎時一丸水にて服用す
龍眼肉紅棗湯にて三匁宛服用す

毎日一錢宛服用す

毎時一丸水にて服用す

清血解毒海波薬	神効白濁薬	下疳消毒薬	満洲人向の日本売薬に一段の考慮を払ふ可き点は
花柳掃毒薬	神効白濁丸淋	花柳掃毒丸	一名 称（方名は第一印象なり満洲向売薬
下疳消腫膏	横痃消毒膏	風濕立愈薬	は第一に之を誤てはならぬ）
平胃止痛薬	神効痞塊薬	立止水鴉薬	
紅白痢疾薬	秘製鴉血藥	立止腹瀉丸	
靈驗腸紅丸	萬應痢疾丸	清涼消熱散	
清涼利便露	開胃消食片	神効退熱散	
萬應療疾丹	立止牙痛薬	明目睛琦水	
明日至寶丹	安腦頭痛薬	頭暉日眩薬	
安治心靈	止痛如神薬	如意寶珍膏	
萬應如意油	萬應百寶露	云ふ練り薬即ち丸薬ならぬ舐剤を想像するのみ。	

満洲人向売薬に関する注意

日本売薬中満洲人薬舗に販売さるゝものは彼地にて広告宣伝したる所謂有名売薬のみと云ふ状態にて区域相当広く販売せらるゝも（仁丹老鶴日薬等）商標法の不備に乘じ模造賣造も行はるゝ如し、信用ある店舗にては直ちに看破せられ（取引関係内容、包装等に於て）而も信用ある売薬は定価は厳正維持せらる。

又唯單に支那語に発音を模したるものや似せたるものは

都て温い感じを与ふる名称を用い事大思想に合致する名稱を付するを要す、又方名の命名が當て字なる場合例へば蠅取薬に「インピレス」の当字に蠅必立死としたるは日本人としては「デカシタリ！」と感ぜらるゝも欲を云へば満人に取りては死なる文字を忌む習慣に考へ及ぼざるの憾あり。

最も不可なり。

二 効能書

能書を余り高尚に作り為めに一般満人には珍費漢文となることあり、日本人の云ふ脚氣は満人は水虫と解し、洗面水は「ウドン粉」を洗つた水と訓すべし蓋し面は麺の略字に用い粉末を意味すればなり。

日薬は眼薬水とするを適當となり歯磨粉は擦牙散なり歯は牙と書く日本語は満洲語としては意味の異なる文字あり日本人と支那満洲人とは同文の人種なりと云ふも場合に依る、例へば仮ほ贋物を指し花子さんは乞食を指す。

漢文は時文と異なる事頗る多く顔は面に非ずして瞼なり而とせば休裁の意味となり淨面では化粧品、即ち皮膚病等に用ふる場合意味をなさず即ち長命、福寿、不老長寿に冠する文字仁義礼智信の如き道德上の文字図絵、財産利得、繁栄の意味の文字図画。

三 包装

包装は彼等の通弊たる事大主義に極力迎合して内容以上に薬品物を見せる事、例へば満洲人に流行する売薬の包装

としては厚手中紅、外白の紙を用い尚中は馬糞紙にて結構なれば外を色彩濃厚なる單色殊に黄、紅色を喜はれ容量大きく包装すべきである一見して目を驚かす燐然たるもの良し。

四 滿人向売薬の定価

定価は主に上層階級に用いらるゝ補薬（催淫剤も含む）は概して高価にして又性病、婦人病の如く他人に対し秘密を欲する薬剤も比較的高価にて支障なきものに反して下層階級の需要する感冒、点眼、咳薬、外用膏薬の如き大衆向売薬は勿論質の低廉なるにも依るが尚々低廉となし日本人向の二分の一乃至三分の一と心意へ支障なからん。即ち現在普通労働者に於て日本人の満人は三分の一乃至四分の一の収入なるを以て目標とすべし而して前述の補薬の如きは却て薬効を確實にし定価を高くするを良適策とす一般に満人向の売薬は何れの製剤にしても味と効力の点にて第一に「ピン」と来る即ち第一印象に於て強き刺戟を与へなければならぬ内容を有すべきである。

五 滿人の人情風習

満洲は大連、安東、撫順等を除けば水質の良好なるもの少し而も之等の良質地方にても下層民は「ヤカン」に一杯宛の水を購求する従て大人は昔から幼少からの習慣上生水を飲むこと稀なり常に熱き茶水を好み故に冷水にて服用せなければならぬ方剤であつてはならず亦冷水にて服用と書てはならぬ事なり。

食物は如何なる下層民に於ても脂肪の摂取は日本人流より多し日本人と同列に律すべからず糖尿病、高血圧何物ぞ偏へに肥満する事を希ふ、瘠せ薬の売れざる理由あり、日本人と異なり一般に偶数を好む決して一月一回と言はず正月頭と云ふのも正念頭に置くべし。

(『滿洲國の医薬亮葉事情』)

KIO 昭和十二年十二月 全購進亮葉の台灣進出と
總督府取締り

富山県亮葉の蕃地進出に乗出すべく昨年來富山市千石町に台灣産業製葉会社が設立され着々その成果を認めつゝある

が設立当初内地に於て常に全国の配置亮葉業者と拮抗的立場にある全購進亮葉の製葉元である大阪市の參天堂が台灣產業組合に対し產業組合にして全購葉の製葉元である本堂亮葉を配給せざる事は不可解なりとして抗議を申込み県亮葉の蕃地配葉進出阻止に躍起となつたが台灣產業組合では内地における產業組合ならいざ知らず台灣における產業組合は独立独歩で他からの制肘を毫末も受くる覚えはないとしてこの抗議を一蹴したので台灣における全購進の本堂配葉阻止問題は一頓挫を来したもののがく見られてゐたが最近に至り今度は參天堂独自でもつて蕃地配葉に乗出し我が既得権すら脅かす状態に至つたので台灣製葉株式会社では本県亮葉の真価昇揚のためにも放任し置くわけには行かず數次に亘つて重役会を開き対策をねつた結果、岸岡社長、児玉常務、高井事務長等を渡台せしめることに決定し去る十月上旬右三氏が渡台して台灣總督府はじめ各關係要路者に向ひて陳情を試みた結果本県亮葉の深き理解を高めるに至り參天堂の不法進出について嚴重なる取締をなすことを確約するに至つた

KIII 昭和十三年五月 東亞薬業公司の中国進出

六二 昭和十三年三月 完葉業者の中國進出と同体

統制

更生策に死力を尽して奮闘してゐる県完葉界は新方面打開の一法として滿蒙支進出に大意だが、伝統の機構と行商根性がつきまとつて時々見苦しい同志討を演じ発展を阻害すること少なくない現状である、それでこの程せめて大陸進出だけでもファインプレーでやりたいと県廣貢堂と滿蒙支最寄会がこの程県に対し同方面進出については特に業者一致してやりたいから適当の統制方法を講じて貰ひたいと請願して来た、県でもこれには勿論異存なく賛成になつてゐるが結局統制は業者団体の手にゆだね、各所属支部經由を満蒙支最寄会導監会が總元締となつて不正競争排除不良行商行為矯正に乗り出すことになる模様である

(「富山日報」昭和十三年三月三十日)

本県完葉の利く事は確か証明されたが将来税關に係がもつと有利になる事が希望するものゝ一つでありますし両國民の親善交渉が之れ等によつて進められるとするなり

ば捨石覚悟で邁進する積りであります

尚郷土出身兵諸君も頗る元氣でありますとつけ加へてゐた

(富山日報) 昭和十三年八月十五日)

葛坂清平 △売薬試験場(技師) 館村五三郎 △売薬
振興会理事廣瀬重造 △満洲売薬最寄会会长長谷川儀作
△富山県廣貿堂奉天工場長金子義次 △富山薬事新聞
社長藤川圭三 (社員) 七高敬次郎諸氏等の業界錚々
たる代表及び司会者側の瀧口(北陸タイムス) 柴田

六三 昭和十三年七月 売薬海外進出座談会

櫻木(富山タイムス) 諸江(高岡新聞)

昭和十二年七月十一日、売薬界の非常時に直面して幾程か
これが振興運動に寄与せしめむと、富山市在住業者担当日
刊新聞記者団の主催に依り、富山市電気ビル特別室に於て
『売薬座談会』を開会せり。当日の出席者は

△代議士高見之通 △富山県売薬同業組合(組長)荒
木甚助 (副組長) 富崎乙雄 (評議員) 金尾義信
安達敬直 石黒七三 飯倉平兵衛 (代議員會議長)
富川保太郎 (事務長) 羽根芳一 (書記) 岩城與六
△県薬剤師会々長森正英 △富山薬業学校長山下豊三
△最寄連合会副会長金岡忠治 △富山県衛生課(技師)
本庶英献 △富山支部(相談役) 村田藤太郎 (書記)

の各業事担当記者出席、先づ司会者側の開会の挨拶に次い
で座長に、国民健康保険法案にて業界の為め献身的努力せ
る富山市選出代議士高見之通氏を推し座談会に入り、大要
次の如き協議題につきて各自忌憚なき意見の交換を行ひし
が、特に富山売薬の北支進出に際し、商工省の助力を乞ふ
やう特別の手続を執る事とし、座談会の決議に依り県売薬
同業組合並に県当局へ善処方建議することなし、最後に
荒木組長より挨拶、座長高見代議士の閉会の挨拶ありて引
続き晩餐会を開き高見代議士より講演聽取し散会せり。

協議問題

一 満支等海外進出につきて

- 一 健康保険実施に依る影響と対策
- 一 全購連売薬官公営売薬の対策
- 一 販売統制（商業組合の設置）
- 一 売薬の内容改善（工業組合の設置）
- 一 宣伝につきて
- 一 中小資本の合同につきて

温古、長寿、不老、仁義、礼智信、聖賢古聖、事大思想に即したる方名を付す可きであらう。商号も然りで自分の好みのものでは不可なり。◎等は支那人には不快感こそあれ無益なり、竜、蝙蝠とか日月とか、聖人像とかの図案は可なりと思はる。

包装容器

- 一 売薬行商者制限に伴ふ原料供給の見透し如何

(『富山県売薬同業組合沿革史』)

包装は先づ原色濃厚色となし内容以上に見せる大きな包装となし、厚紙紅外白内紙、中手紙黃外内黃は青はる或は金色燐然たるものもよし。

容器でも然りで形大なる紙器にしても金属器にしても図案色彩共彼等の通弊たる事大主義を迎へる様す可きである。若し出来るならば包装容器が不用視せず廃物利用になる様工夫せば尚更妙であらう。

剤形

即ち方名は自分勝手な云はゞ自己本位で自己が感じの良いと思はるゝものを避ける支那人に喜はるゝ解り易き、方名を見て直ちに何病に効くとかを判別し得る。從て支那人に妙薬視せらるゝ漢藥其他を配合し之を表示すること。都て

効能書

一回服用して已に何薬か反応あるもの即ち即効ある様配合し注意し丸散にても日本式よりも大きく量多く色も紅、黃喜はるゝは勿論である。薬の種類にも依りけりであらうが。

支那人に対する効能書は懇切丁寧細に入り微を穿ち式でなければならぬ。之は前陳の如く彼等は氣長で殊に病氣には注意深く疑ひ深きが持前であるからである。

書様は日本人に依頼する所謂日本式漢訳は最も嫌はるゝ之れは支那人の氣分を知らないからである。日本人が書いた能書でも一度は必ず真正の支那人に覗せて訂正して貢ふ要がある。之れは私は一度失敗した経験があるからである。欲を云へば日本式の活字其のものよりも彼等の好む書体が良いのである。支那は文字の国で文字は見てを顧し判断の規準として居る様だ。

方 名	効	能	定	鋪	地	色	色	彩
頭痛健脳靈	健	能	0、10	白	青	綠		
人寶珠珀驚風丸	驚	風	0、10	赤	赤			
神効丸	効	腹	痛	0、10	黒	巨丸蠟衣		
萬病時症丸	食	當	リ	0、10	赤	赤		
靈寶如意丸	驚	風	0、10	赤	赤	赤		
牛黃抱龍丸	感	冒	0、10	赤	赤	綠		
清心牛黃丸	冒	0、10	赤	黑	黃	綠		

牛黃解毒丸	咽	喉	痛	0、10	黃	黑	綠
烏龍丸	強	壯	壯	0、10	黃	赤	綠
天王補心丹	強	壯	壯	0、10	黃	紫	綠
犀角化毒丸	強	散	散	0、10	白	黃	綠
人參養榮丸	結	核	核	0、10	白	黃	綠
神効龍王散	胃	核	核	0、10	白	黃	綠
神効補天丹	結	核	核	0、10	白	赤	綠
金匱賢命丸	腰	痛	痛	0、10	赤	白	綠
補中益氣丸	頭	痛	感冒	0、10	赤	白	綠
人參保中丸	強	壯	壯	0、10	赤	黑	綠
女金丹	強	壯	壯	0、10	赤	黑	綠
太補紫金丸	強	壯	壯	0、10	赤	黃	綠
立止腹瀉丸	下	痢	止	0、10	白	黃	綠
如意珍寶丸	下	痢	止	0、10	赤	黃	綠
靈驗退熱散	感	冒	冒	0、10	赤	黃	綠
十全大補丸	強	壯	壯	0、10	赤	黑	綠

日 月 紅 膏

秦 0.10 赤 黒

綠

靈寶催生丹 強 壯

0.50 白 黑

綠

花柳掃毒丸 梅 毒

0.50 白 赤

綠

神効白濁藥 淋 痘

0.50 黃 紫

綠

立止牙痛藥 腹 痛

0.10 黃 紫

綠

明日清墒水 眼 藥

0.10 黃 白

綠

止痛如補水 眼 藥

0.10 赤 白

綠

北支流行の売薬見本は少数であるが組合本部にも県商工課にも陳列してある故就て見られたし。

北支に於ける売薬廣告

北支一帯の庶民階級には尚文化低く教育普及せず新聞、雑誌等は少数の者以外には廣告宣伝の要具とならざるべしと聞けり。

故に都市及密集部落にては効果的にして廉価なるは所謂「チンドン屋」式なりとす。即ち一組を十人とし三組位組織し各部署を定めて、旗、喇叭、奇異帽、衣裳にて廻らして後方には即売を為さしむ。尚一組十人以上は警察には不可なるも三組偶合との申訳にて大勢三十人位一隊とせな

一層効果的にして樂人は一日六十錢位、旗は三十錢、他は一人一日三十錢、大都市にては約七週間位やり良く目立たしむ、廣告の直後は売行急増すと日下味の素、仁丹皆此式に依る。

支那人の性質の項に述べたる如く画着性の民族なれば廣告にしても説明にても氣長に繰り返しへへ支那人の頭へ入念に入れる様な式にやれば後は樂だと思ふ。

本県売薬の北支に進出す可き要点

聖戰に依て更生せる北支の天地に向つて売薬を進出せんとする各營業者は先づ以て一致團結氣脈相通じ飽くまで共存共榮で進まねばならぬと思ふ。之が為めに何薬によらず狹き内地の様に無用の競争にのみ浮身をやつさず際涯もなき大陸だ。翻然打つて一丸となり全県一致価格を統制し一糸乱れざる販売網を張り堂々系統的の商略で進出すべきである。然し商売は活物であるから内地の様に飽和域と北支の如き創生未飽和の天地とは自ら方法が異なるわけで、各個人には自由の天地に自由の実力を展はしめ飽くまで其欲望と努力とを集中せしめなければ新天地の開拓は期せられな

い。凡ては斯線に沿ふて共同統制を為すべきであるまいか。一時的には現在日本人相手として販売を始むべきも結局の目的は支那人に配置するにあるを以て今より製剤は勿論店の販売其他雜役には出来るだけ正直な支那人を使用し之等を通じて先づ進む可きで支那人と握手せんければ問題にならない。支那人向の売薬の販売も都會地より始め一々支那人家庭に向て進むのも必要であるが、大勢を制し大局を擱むには天津、北京等を根拠とする大支那人薬店（其店は店

売の売行大きな事も必要だが其店は特に田舎に広く販売網

を有する店）を以て資本的に利害的に組合員とすることは必要条件だと思ふ。

北支の天地は事變後混沌として凡てが安定するには日数を要する事であらうが、之が為めには他の事業ならは變化の危険もあらうが、売薬は小を集めの営業であるから着実に信

用一点張りにて進み機に応じ変に處する底の大資本を投げるのないから心配はない。尚ほ治安關係や、支那人一流の事が思想に依り軍の宣撫班や支那の新生政府の官厅官吏に了解を得ることも必要と思ふ。唯然し支那人を手先とし

て使用し資本相手として、信用相手として握手するは上々なるも決して製剤の内容や配置の方式を教へてはならぬ。

支那人に奪はるゝは必定である。現に満洲では日本人は豆腐製造、ラムネ製造、下駄製造等皆支那人に奪はれんとしたる。之れ皆使用人の不用意からである。之に驚き日本の在満屋が必死の防止陣を張りつゝあるのである。売薬も心得るべきである。

斯の如く大なる官厅用の売薬を製し官吏系に服用せしめて一般民に及ぼすも可なりだが、亦北支は今後直ちに日支經濟の提携に依り北支の至大なる資源が先決問題であるから日系、支那系の資本家に呼びかけ各工場に各会社に喰ひ込む様富山売薬の準備は近き将来必要だと思ふ。

製剤を統制し日本向と支那向との二様となし、日本人向は原料品の選定及配合、剤形、装置包装等は日本の廣告売薬に新薬や獨乙製品に優る様な製品となし新開拓地に進出すべきである。支那人向も第一、方名、装置等民情に即応すべきは勿論、原料品の配合法も即効ある様直ちに何等か反

応ある様なものにすべきである。

而して各方面より調査したるに支那人は昔より今日も尚秘かに雄黃を薬剤として使用し居れり。之が隱密の間に民間に使用さるゝ分量は大なるものあり、支那人の雄黃使用癖は乳児より始まり老病に至る、効能は何にでも万病に奇効ありとして居る。

支那人の使用癖は雄黃に次で砒素製剤なり、之れは奥地の山岳地帯より平原地、都會、村落を通じて一種の秘薬として使用さるゝ、蓋し効能は強壯、変質薬、下剤を最とし万病に使用する習慣あり、然し之の二種品は有毒にして免許されざるは勿論なるが之が体質習慣性、効能等は一考すべきである。要は梅毒や結核や阿片中毒等は支那民族の體を浸蝕するものか、北支に於て吾々が製剤を進出するに最も良いのは大陸乾燥地帯なるを以て内地の如く黴の生ずる事少し從て内容包装等損する事も少し要するに富山県の営業者として北支へ進出せんとする者は不要に彼地へ「ストック」せずに関税の繁や送荷の面倒や喰ひ違いを除くことが先決で例へば一、二ヶ月前に北支天津の如き根拠へ申込

んで置けば万事手振らで行つて氣楽に着いた日からでも商売が出来る様にしたいのは私の望みである。道が開かれ利益さへ有れば必ず北支へ行くのである。

万事は事変後の今日は變態性なれば不動の方針は営業今後各自が機に応じ対処すべきであらう。

学生階級は一般に抗口氣分なる故注意するを良しとする。然し商人及一般農労勤者は集金も心配なく却て朝鮮人は集金は注意を要すると云はる。

店員は店員が食費持で月二三十円位、質を選ぶ要あり盜習ありと。

北支の漢藥

北支の漢藥は其数約四百五十種、漢藥店頭の常備品種は凡そ三百余種である。

漢藥問屋は毎年三、四月頃より一ヶ年所要品を各地に行きて買付予約を為し着荷を待つ各自の連絡には支那得意の商人団を活用する。

其外毎年春秋二回には河北省中部祁州市街に全国的大市が立ち茲で漢藥を売買する特習がある。同地に有名な藥王廟

あり、之に供へた薬は効驗者なりとの信仰あり市は尚益々盛なり、此市場へは外国人は寄付けぬ相である。

北支の漢藥は大体天津に、中南支の物は上海を中心に集まる、今まで漢藥の買付は殆ど日本人でなかつたが今後は邦人の手を伸はす様奨励したい。

北支の漢藥の王座は甘草で之に次ぐものは杏仁、麻黃、阿片であると聞及ぶ。北支に春が訪れると興安嶺麓一帯の野生の甘草を採取すべく農民は徐々と動き始める。採つた生の甘草を赤峰の町の買入商人に運はるゝは五月の節句時分である。

支那の商取引状態並に金融、度量衡

支那人の特性として利の為めには薄利に甘して如何なる苦勞でもする。海外に働く華僑は其数八百万と称せらる。支那は常に軍閥割據で治安法治常ならぬ為めに強き利口心と相俟て卸商よりも小商人に不當行為、詐撲侵や模造品が横行するゝ様であり亦取引商習慣も保守的で、精算は年三回の様である。又商談に於ても七面倒な取定や証書の交換等を嫌ふ風あり、故に其取引には信用調査が最も必要で気長に商売せねばならぬ。

又支那商人に曰はせるに中華には社会があつて國家が無いと云ふ。事実支那では軍閥相争で國家として商業上に保護を受けられぬからお互に守る結果から同業、同郷、同志協力し一の団体や秘密結社を造り以て商権を守り国家に代りて救濟の実を挙げて居る。

支那固有の漢藥店の如きも系統的に商團を成し外部から絶対に判らぬ様に連絡あり各種の商人或は同業者の集団を商会、商場公所と云い同郷者の集会を会館と云ふ、而して市商会とは日本の商工會議所なり。

金融 去る三月十日北支連合準備銀行の新紙幣の一元と日本

本の一円と同価で発行され邦人には至つて楽になった。

嘗ては各省各市の銀行が各自の紙幣を発行したり殊に金屬貨は支那各省、満州、冀東政府、日本貨と様々であり、其間為替差、割引、辨玉貨の圧迫と相俟つて複雑比上なかつたが、事變後は日本貨は各地で大手を振つて通用され北支の幣制は完全に日本制覇下に帰したのを見た時軍の威恩には實に涙が出るのである。

度量衡（市用制）

（重量）絲、毫、厘、分、錢、兩、斤、担

（容量）撮、勺、合、升、斗、石

（長度）毫、厘、分、寸、尺、丈、引、里

〔北支の壳藥医薬概況〕

六三 昭和十四年二月 壳藥輸入統制につき満州国

政府へ陳情

満洲国政府でも今度新たに輸入壳藥の統制を行ふことゝなつたので昭和十一年二月より満洲国へ進出し新販路を開拓した富山壳藥は昭和十二年には四十三万円となり十三年六十万円突破といふ躍進成績をしめしてゐる大切な得意先の異変だけに県下同業者はその統制方針如何について身にありかかる火の粉として憂慮してゐる、これに対する富山県当局では十四日満洲国々務院民政部衛生司医務科長宛左のりとて陳情書を発し同政府の方針をただしこの回答を求めてからに將來の富山壳藥満洲国進出の新方針を確立するこ

となつた

（前略）富山壳藥は家庭に各種薬品を配置し後日使用せし分のみの代金をうけとる全く民衆本位の商戦により昭和十年八月貴國に同業視察団を送り詳細調査の上十二月二日より廣賞堂の名称下に統制して奉天紅梅町に本拠を置き高貴薬を廉価で配給して來た（中略）貴國の民衆衛生向上に裨益したる功績少しうせざる事を確信してゐる、

然るに今回貴國に於て輸入壳藥統制強化さるゝの趣きだがその方途如何によつては實に日滿両国にとつて危惧すべき不利益なる事態も発生する恐れがある、ついては

△輸入壳藥の販売配給統制上の特別機関設置さるゝ哉△右機関設置せらるゝとせば其内容並に実施期承はりたく

△富山県の特殊配置壳藥に対する貴官の恩賜なき御意見承はりたし

右三項について何分の御回答ある様切に御願致し候（下略）

（富山日報 昭和十四年二月十五日）

六二六 昭和十四年十月 円ブロック向け輸出制限に

つゝき陳情

陳情書

仁業に対し特に業者の苦衷御推察被下何卒臨時の御措置として法令第二条但し書を適用せられ度左に業者の希望と理由を具し謹しみて陳情候也

記

政府は時局に鑑み物価連貨資金等の引上げ禁止の応急的措置の為総動員法第六条、第十一条及び第十九条の発動を發布せらる。其の結果円ブロック向け輸出の激増を來し国内必需品の確保及び第三国向け輸出の必要上去る二十日付商工省令第五十三号により関東州、満洲國及び中華民国向輸出調整に関する省令發布せらる實に時宜に適した御措置と吾等業者も亦その主旨を体し国策に協力渾身の努力を惜まざるものに候

然れども本省令全国的適用せらるゝに於ては明治三十一
年以来混沌たる情況下に當々辛苦満洲に支那に民衆治療薬としてその血汗の偉業をなしたる本県売薬も今次聖戰の目的たる東亜新秩序の確立により一大飛躍を期したるに今法令により現有力を維持するさへ困難なる実状に候吾等業者今日に至る凡ゆる危険と苦難を忍び満洲に支那に築きたる

一 本県配置売薬の円ブロック向け輸出業者の実績證明は過去一ヶ年の輸出總額を以て実績として御承認願度

理由

配置売薬の実態として年一回乃至二回時季を定めて發送する關係上、省告示第一五〇号に依る六月一日より八月三十一日迄の間に於ては輸出皆無のもの及び輸出せるを證明すべき証拠書類の紛失せるもの多くこれ等に対し過去一ヶ年の輸出總額を以てその実績として

御承認被下度

二 本県売薬の内配置売薬の輸出承認は一ヶ年の実績を年一回乃至二回に発送し得る様願度

理由

配置売薬は季節物果物類と同様一ヶ年の実績の大半を年一回乃至二回に輸出する關係上その輸出承認は年一

回乃至二回に出荷し得る様御配慮願度當田ブロックよりの少量の註文による出荷に対しては一ヶ年の実績を超える範囲に於て時々出荷を御承認願度

昭和十四年十月 富山県壳藥同業組合

組長 荒木甚助

商工大臣 伍堂卓雄閣下

(「富山県壳藥同業組合沿革史」)

六二七 昭和十五年一月 满州壳藥最寄会の輸出制限

撤廃運動

日本医薬品移輸出統制会に対応して、全满医薬品輸入業社二十六社を以てなる一二月十日結成を見た滿洲医薬品輸入統制組合は当局に組合設立認可申請中であったが、三月三十一日付認可があつたので愈々四月一日より医薬品輸入並に価格統制を開始した、医薬品の対日輸入は、昨年末以来事實上停頓状態になつてゐるので、事實上の業務開始は、四月下東上中の民生部近森技師が厚生省並に日本側統制会に対し、滿洲側本年度の需要量につき折衝を行ひその結果をまつて行はれる

(「富山日報」昭和十五年四月三日)

同業組合富山支部に於て臨時帳主会を開催、滿洲向輸出壳藥制限問題に關し協議した結果、輸出制限令から撤廃方を要路に向つて積極的運動を試みることを中心とした

六二八 昭和十五年三月 满州医薬品輸入統制組合発足

(「富山日報」昭和十五年一月十三日)

賞 状

明治四十一年ヨリ台湾ニ行商セラルムコト滿三十年ニ達ス

其間誠実業ニ勉メ能ク規約ヲ守リ恪勤精励植民地ノ売薬普及開発並ニ本島人ノ保健拓殖ニ寄与セラレタル功少カラズ
茲ニ當組勤続賞与規定ニ依リ銀盃一個ヲ授与ス

昭和十五年七月二一日

薩摩組々長 田中清次郎 四

桑田松次郎殿

(薩摩組「貢勳録」・内藤記念くすり博物館蔵)

支 0 昭和十五年七月 稅関出張所の富山駅設置陳
情書

昨昭和十四年九月二十日商工省令第五十三号を以て関東州、
滿洲國、中華民国への輸出調整に係る件発令され、是が実
施以来前記地方向輸出品の検閲並に輸出上に於ける手續頗
る複雑となり、従つて多大の不便を伴ひ商期を逸するの実
状に有之、是が不便除去のため富山駅に税關出張所を設置
せられ以て業者の苦境を救済せらるゝ様御斡旋御尽力を煩

し度く左の事由を以し及陳情候也

事由

從来本県売薬の滿洲国向輸出は鉄道便或は大貨物とし陸路
朝鮮経由新義州税關に於て通関手續を完了し居りたるに商
工省令第五十三号を以て滿洲國等への輸出調整に關する件
發令相成り同省令第一條に基き売薬も指定せられ輸出の統
制を受くる事と相成り候其の後昭和十四年九月二十九日朝
鮮に於ても府令を公布せられ其管轄地域内に於ける前一ヶ

年間の実績に由り輸出承認書を得管轄地域内所在する税關
に於て通関し輸出免狀を得るにあらざれば輸出し得ざるの
現状に有之候

陳情書

之がため滿洲國への陸路輸送貨物は下関税關に於て通關
されざるに於ては輸出承認書は無効となり之等貨物が新義
州税關に於て留置又は逆送をされ為めに甚大なる損害と信
用上に於ける悪影響を蒙る状態に有之候斯の如く輸出手續
の欠陥は独り本県のみならず内地全体の問題にして各地の
業者間に於ても取扱方法の改善善処方を切に要望せられ之
が解決のため本年七月一日より各重要輸出品取扱駅に税關

出張所の設置を視たるは輸出手続上の改善に資せられたるものにして業界にとり誠に慶賀の至に堪へざる儀に有之候然して當時富山駅にも税関出張所を設置さるゝやに聞き及びたるに未だ其の実現を見るに至らざるは本県輸出手業者の盛衰に多大なる影響を来たすものにして吾等壳業業界亦之が設定を鷄首するものに候而して本県壳業滿州に向輸出統額は老百九万円にして益々増大の趨勢に候

何卒叙上の本県壳業業者の苦衷を御賢察の上是非富山駅に税関出張所を説置することに御尽力を賜り度く御懇願候

也

昭和十五年七月二十七日

富山県壳業同業組合

組長 荒木甚助

が約束づけられて居り本県産業振興に一エポックを画するものとして各方面から多大の期待がかけられてゐる

富山市長 森 勇殿

富山商工會議所会頭 金剛又左衛門殿

(〔富山県壳業同業組合沿革史〕)

三 昭和十七年四月 大東亞藥品交易統制株式会

社創立

六三 昭和十六年九月 北京廣貢堂の設立企画

壳業を通じ国際親善の一役として仏印日並して一大躍進

譜を奏でる株式会社廣貢堂では従来の北京出張所に対し愈々積極的に乗り出すべく二十万円の合資会社を組織すること

とに至役会、代議員会で満場一致決議し実現へ邁進すること

になつた、新設の北京廣貢堂は大東亜共榮圏の国策に順応し配置地に店頭壳業をなし殊に軍部方面の宣撫役を承る

といふ国策新会社で会社經理令の関係上三十万円の資本であるが、将来は最も有力なる日支合弁事業たるべき重要性

が約束づけられて居り本県産業振興に一エポックを画するものとして各方面から多大の期待がかけられてゐる

(北日本新聞 昭和十六年九月二十三日)

に関する問題に整備要綱を発表、業界、若き幹部も急進の水よりもなお熾烈にして彈力に富んだ壳業根生は、伸びんとする要求は何物の障害とも突き破り、その枝を吐き、その根を張らずにいなし。脈々として溢るゝ氣運は南方進出の氣運となり、国策と軌を一にする方向付くとなつた。斯る見地より創立せられたのが大東交易KKの前身、大東壁薬品交易統制株式会社であつた。

昭和十七年三月、富山県知事の町村金五氏は、業界の有力者を一堂に参会せしめ、南方薬業懇談会を開催。県担当の斡旋により四月一日輸出関係者、富山県元薬振興団体代表等により創立された。

その役員名簿は次の通り。

常務取締役—笛山梅治、長谷川義仁、藤井謙吉

取締役—飯倉平兵衛、中井敏雄、金尾義信、和田英俊、

北野治作、石黒セイ

監査役—金岡好造、松井伊兵衛、広瀬重造、金子宗生

(『東洋新聞』昭和十九年十一月十六日 記載)(略)

本會 昭和十七年八月 日泰合弁会社—日泰薬品興業株式会社創立

日本に初めて誕生した日泰合弁会社—日泰薬品興業株式会社は既に泰國政府の設立認可を得て現地で事業計画を着々進めてゐるのに呼応して日本側では大蔵、外務、厚生各省、企画院、陸海軍部機のほほ諒解を得たので七日午後二時より中新川郡滑川町滑川会館階上大広間で創立総会を開いた

出席株主五百十二名、泰國前歲相サラサス氏病氣のため同氏秘書杉山麟一郎氏、外務省嘱託清水博氏、留岡五郎氏(留岡元警視総監実兄)知事代理小又県商工課長、重杉中新川地方事務所長代理、有川中新町村長会長、滑川警察署長、壳業関係組合代表者その他来賓五十氏出席

国民儀礼について創立委員長八尾菊次郎氏の挨拶あって泰國ならびに南方共業圏の企業計画方針の経過など報告あり、定款、役員、本社位置など何れも原案通り可決しいよく

医薬品、科学薬品原材料の積極的生産、製造販売、貿易事業を通じ、泰國を中心ニ南方民族に皇道宣傳のため挺身進出の基礎を確立した、かくて知事代理小又県商工課長の告

詩、サラサス氏秘書杉山氏、有川中新川郡町村長会長、そ

の他来賓の祝辞あり午後五時開会、清水花壇で晚餐をとも

にし六時散会した、なほ同会社の役員は左の通り

△顧問町村本県知事、榎本経済部長、田中警察部長△相

談役小又県商工課長、平山県衛生課長、加藤金次郎、麿

取嘉三郎△取締役社長八尾菊次郎△取締役深井余次郎、

富崎紋三郎、水口寅二郎、喜谷定次郎、久保角次郎、金

子宗作、金子義次、齋藤清兵衛、橋本一井、富崎乙雄、

八尾菊次郎△監査役石倉宗義、齋藤吉造、土肥良雄

なほ同社の重役および株主の大部分は現在越中充葉の国内

および滿支、南洋方面への輸出に自ら挺身してゐる実業家

であるが、今回の南方方面の進出による原料生産および製

造加工には卓越せる製葉技術および栽培技術を彼地へ自ら

運び、泰國大衆の中へと單身とび込んで指導に当り、現地

に大規模の工場なども設けるもので、泰國政府の設立許可

を得た合弁会社（資本金二百七十万円）の社長はサラサス

前蔵相、副社長には近く八尾菊次郎氏が就任するもので何

分我国で最初の日泰合弁企業だけに注目を大にしてゐる

〔北日本新聞〕昭和十七年八月二十三日)

日泰薬品興業株式会社定款

第一章 総 則

第一条 当会社ハ日泰薬品興業株式会社ト称ス

第二条 当会社ハ大東亜共榮圏ニ於ケル民族ノ保健衛生及
文化工作ニ參加シテ皇道宣布ニ資シ共存共榮ヲ図
ル為メ左ノ事業ニ投資スルヲ以テ目的トス

一、各種医療医薬品、化学工業用薬品、壳葉及ビ
衛生材料ノ製造販売並ニ輸出入ノ事業

二、第一項記載ノ各種原料ノ取得栽培並ニ輸出入
ノ事業

三、各種化粧品ノ製造販売並ニ輸出入ノ事業

四、前項ノ目的ヲ達スルニ必要ナル諸般ノ事業

第三条 当会社ハ本店ヲ富山県滑川町ニ置キ取締役ノ決議

ヲ以テ必要ニ応ジ適宜ノ地ニ支店又ハ支社ヲ設置

スルコトヲ得

第二章 資本及株式

二千九百株ニ分チ老株ノ金額ヲ金五拾円トス
以下省略ス

日泰薬品興業株式会社

(昭和七年七月十六日
富山地方裁判所所属鶴江公証人役場
認証ス)

発起人 深井彥次郎	野尻幸次郎
八尾菊次郎	土肥良雄
斎藤吉造	杉沢安次郎
斎藤清兵衛	中林徳増
橋本一井	福田栄七
鷹取嘉三郎	久保正雄
金子宗作	村井由次郎
久保角次郎	第一人生花学KK 代表 鷹取嘉三郎
金子義次	富山県製糖KK 代表 宮崎乙雄
宮崎政次郎	
車谷定次郎	中新興業KK 代表 宮崎紋次郎
水口与三郎	

昭和十七(一九四二)年 東南アジア進出回顧談

魚が水を得たようだ。小生のコタラジャ社社長は、関係者の協力でスムーズに進んだのである。

ジャランプーラン(散歩大通りの意味)に空家があったので、この家に室内装飾も派手にして事務所を設営した。付属設備に倉庫、ガレージを設けた。さらに西の方に大きな倉庫を製薬工場に充當するため借り受け、色々な器具を購入した。

また、コタラジャ市内の華僑団体の長(カバラ)と接近、その勢力により、同文同種の都合のよきで、字で書いたり、絵で示したりして、製剤に必要な薬研、石のスリウスや鉢、フルイに匙、樹、秤等、薬を収納する大箱、重湯煎用の鍋、釜、机、椅子、戸棚、それに湯沸コンロ等々、工場に必要な品物を調達してもらつた。

四月頃、石橋君の友人に龜山君が当事務所に訪ねて来て、協力を要請された。同君は、アンダマン海、印度洋の情報収集の担当者で「波機関」に属し、連合軍の海軍の侵攻に

備え、漁民と交わり、海上の謀略に活躍のよしで、よって「立山」の配分請求があつた。

同時に駐屯部隊の情報担当の佐藤中尉が訪問され、「立山工作」の主導権、いわゆる指図は同氏を介してのみ行なつてくれ」との要望があつた。

要約すると、管理一切は昭和通商まかせ、出庫の指令は佐藤中尉より出され、同氏の指令書持參者に配分する。なお、佐藤中尉のひきいる要員は、今後、昭和通商社員と名乗り、村落（カンポン）に入り、現地人と接觸する旨の連絡がなされた。

思えば、遠路二千里、郷土、富山の薬が海を渡り、陸路、スマトラを縦断し、スマトラ北端のアチエ州において「立山工作」に供せられることは、本望と言わざるを得ない。誰が名付けた「立山工作」……。

アチエ州長官が富山県人、情報担当将校が旧制富山中学卒業生、その提供物件が富山県産物で、三位一体の奇しき因縁を思い出す。

龜山、石橋両君の紹介で知りあつた、アチエ人のハッサ

ン（氏名）と関係あるブローカー連中が、銅屑を持参したので、カラニー（番頭格）に秤量させ、買入れ価格表にもとづき代金を支払つたが、その後、続々と取引きが行なわれた。

ハッサンと関係ある連中は、蜜ろう、硫黄、肉豆蔻、デシ粉袋、缶入りの木タール、竜脳、延命草等、原料薬品を持ち込んで来た。

商売繁昌で、ヘリバと言う女通訳を介し、カラニーに出納業務をやらせた。

一方、ひまがあると、石橋氏の化学研究所で、基礎剤の溶融温度やら硫黄の可否性試験を行なつた。また女通訳を通じて、民間療法などを聞いた。

現地ではカシアラタという薬草がカゼに好んで用いられるので、その見本を取りよせて薬味試験をやつたり、竜脳が西海岸で採集されるので、これは、茴香、車前子にかわり配合したらキナ皮との甘味が相殺されるか、どうか等も研究した。

七月になって、殿村君（現阪神密醫藥品管理部長）、宮

崎君、山口君が赴任して來た。

メンバーが増えたので、工場の職工（タリー）募集に着手した。ありがたいことに、増渕佐平氏の現地妻である、蘇麗銀女史が工場の包装を手伝いたいとの申出があり、同女史を職工の女性監督（プロンパンマンドル）に任命。アチニ人、ジャバ人、バタック人、メナンカボ一人らの女性が多数集り、殿村君が工場主任となつて包装作業を訓練した。

アチニ人の男性を製粉工場で働かせたが、統々と男性職工の志願があり、元軍人あがりのアンポン人、トム（氏名）を職工小頭（マンドル）に任命し、男性職工を統率させた。八月に飯野アチニ州長官が当社のコタラジヤ製薬工場を視察に来て、分厚い板に「委託受命・昭和通商株式会社・コタラジヤ製薬工場」と揮毫していただき。これは幅一尺二寸、高さ六尺程の大看板で、その光榮に感激した。

現地製品発売人事異動実施

当工場での製品は、「オバウ・フランビヂア（ヒゼンの薬の意味）」とその一つで、これは、全量に対し蜜ろう半

量、四分の一の木タール、沈降硫黄四分の一これに若干のデリ根末を加えて消毒作用を倍加させた。これを貢がらに充てん、レッテルを貼り、商品らしく仕上げた。

この薬は、試用として広く政府に職員として従事する現地人に配つたが、効くといつて、自然的好評を博した。また、胡文虎の万金油の効能書を参考にした。

さらに、キナ皮六〇キロ入り一袋を入手したので、フルイに数回かけて微粉だけを取り、カシアラタ（薬草名）の葉を刻み、こまかくし、それらに龍脑を加えて服みよい散薬とした。

これはマラリヤかぜ薬で名称を「オバット・マラリヤ」と名づけて発売した。

取扱剤の阿仙薬を刻み、これにサンビロート（薬草名）を苦味薬とし、その中に矯味薬の肉荳蔻と印度大麻草の若葉を若干刻み配合して、鎮痛下痢止め薬「オバット（薬）サキト（痛み）プラト（腹）」の名称で発売もした。

効能はマレー語で記載。包装意匠は、種々協議の結果、中央に回教徒の寺院を画き、外側縁には幻想的な唐草模様

の雲を表現した図案にした。

用紙は政府払い下りの記録書類の裏が白紙になつたものを利用し印刷させた。

コタラジヤ出張所は機械も整備し、ようやく生産も軌道に乗つたので、氏名を指定されなかつたが、アチエ政府へ現地採用の形で出向を求められた。

佐藤所長は、その連絡にパダン市へ出張、その留守の間に、メダン出張所長の佐久間氏がペレンバン出張所長に転任され、その後任に昭和通商満州新京支店の佐野重雄氏（関東軍参謀部第四課主任のこと）が着任され、管内業務視察に当事務所に来られた。

同氏の談話中に、たまたま、殿村君を引き抜いて、メダンにも製薬工場を設営すると仄めかされた。

佐藤氏のコタラジヤ帰着によつて、メンバーが一新された。これは齊藤支店長の英断である。

△支店長代理、コタラジヤ出張所長、兼製薬工場長佐藤芳政▽コタラジヤ出張所主任、兼製薬工場技師、立山担当、関野三郎▽アチエ政府出仕タケゴン（地名）醸造場勤務官

崎宗一郎▽チャラン（地名）分遣、立山担当、資材係山口晃▽メダン出張所勤務殿村利正▽コタラジヤ出張所勤務坂東某（第三陣で到着）。

坂東君は支那歴戦の兵隊あがりで、支那語が堪能なため、華僑工作による資材買付け係に専任してもらつた。結局、終戦までこのメンバーで通した。

喜ばれたのが医薬品で、日本人と見ると「薬（オバツ）をくれ」というくらいで、明治以来、ジャバ、スマトラは日本売薬の信用が高く評価されていた。

兵隊の村落への接触は、必然的に手持衣料である靴下、袴下、下着の放出となつた。

また、当工場の財源だが当時、タール軟膏の配分要求が相当あるため、増渕氏と協議の結果、ビールびんを半分に切り（これは丈夫な糸をアルコールに浸し火をつけると簡単に切ることが出来る）、コップ大のものをつくり、これに三〇〇グラム程度を充填して、部隊の宣撫用として配給した。

坂東君の活躍で包装用の紙が豊富となつたので、支那人街に一軒倉庫を借り、そこで集積した紙を印刷、裁断等し

て、副資材の整備に当った。

山口晃君（富山薬学校出身）が西海岸より寄るう、竜脳を入荷させ、これが順調に進んだので、工場は熟練した女職工によって月産一万貼の内服薬が生産出来るまでに飛躍した。

七月にボツダム宣言。八月六日に広島に原爆投下。八日ソ連が対日宣戦布告。九日長崎に原爆投下。十四日御前会議。十五日日本無条件降伏。

八月二十五日、スマトラ全島に終戦の報告があり、日本人全員は九月一日までに、指定地に集結するよう命令があった。

一方工場の方は、増瀬氏の現地夫人“蘇麗銀”ならびに男小頭に相談した結果、蘇麗銀一派の華僑が継続して経営したいとの意向申し出があったので、増瀬氏とも相談して、工場一さいを権利譲渡の形式をとり、金一封（約五万ルピア）の引きあげ見舞金で工場の設備一切、仕掛品、原材料を引渡した。

なお製品は残り全部、軍政部へ納入「立山」は一切佐藤

中尉が引取り、ここに昭和通商KKコタラジャ出張所を設営二ヵ年で閉鎖した。

工場の職工には、八月分の給料以外に三ヵ月の手当を支給し、九月一日から経営主が蘇麗銀にかわったことを発表すると共に、旧来通り継続して勤務されるよう説明した。

ついで経理の整理に入り売上代金の回収、競売の臨時収入等があって、とりあえず、横浜正金銀行の口座借越金を返済した。また、われわれの現地支給額（一ヵ月食費共五百ルピア）の六ヵ月宛を支払った。剩余金は三等分して、佐藤、関野、坂東が保管した。

〔薬日新聞〕昭和四十九年十二月十四日

五十年一月四日 関野三郎稿

六三 昭和三十二年五月 富山市薬業貿易振興会規約

富山市薬業貿易振興会規約

第一条 本会は富山市薬業貿易振興会と称する。

第二条 本会は富山市における薬業貿易の振興を図ることを以て目的とする。

第三条 本会は前条の目的を達するため左の事業を行う。

- 一 市場の調査
- 二 貿易情報の交換と普及
- 三 講演会、懇話会、講習会等の開催
- 四 輸出入見本市に参加及び協力
- 五 輸出入品の紹介及び宣伝
- 六 貿易に関する資料の蒐集
- 七 其他本市薬業の貿易振興上必要な事項

第四条 本会の事務所は富山市商工課内に置く。

第五条 本会は富山市内に在住する医薬品製造、輸出、輸入を営む者及び本会の目的に賛同するものをもって会員とする。

第六条 会員の資格は入会申込書を提出することによって生じ、退会の届出によって消滅する。

第七条 本会に左の役員を置く。

会長一名、副会長二名、理事若干名、監事若干名、会長、

副会長は各々理事のうちから互選する。

第八条 役員は総会において選挙し、その任期は二ヶ年とする。但し再選を妨げない。

第九条 会長は本会を代表し、会務を統らんする。副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代行する。

理事は理事会に出席し、次の事項を議決する。

- 一 総会に提出する議案
- 二 その他業務の執行に関する事項で理事会が必要と認める事項

監事は会務の執行及び財産の状況を監査し、総会並びに理事会に出席して意見を述べることがである。

第十条 会長は理事会の決議を経て顧問及び参与若干名を推举し、重要な会務に関し意見を徵することができる。

第十一条 定時総会は毎年五月とし、臨時総会は会長必要と認めたとき、会長がこれを招集する。

第十二条 理事会は隨時会長がこれを招集する。

第十三条 本会の議事は総て出席者の過半数によりこれを

決する。可否同数のときは議長がこれを決定する。

第十四条 会長は総会の議長となる。

第十五条 本会の経費は、会費、寄付金、補助金、収入をもってこれに充てる。

第十六条 本会の会計年度は毎年四月一日に始り翌年三月三十日を終る。

第十七条 本会の予算、決算については定期総会にこれを報告し、承認をうけるものとする。

第十八条 本会の事務を処理するため事務局を置くことができる。

(*薬業新聞* 昭和三十二年五月十八日)

- KK 昭和三十一年十一月 輸出医薬品包装竟技圖
案展示会
- ・富山市薬業貿易振興会、富山市主催、富山県、日本医薬品輸出組合、富山県薬業連合会、北日本新聞社、*薬業新聞*社、家庭薬新聞社等協賛による「輸出医薬品包装競技圖案
 - ・森下仁丹 KK || 仁丹
 - ・藤沢薬品工業 KK || テリチオマイシンPほか
 - ・日本新薬 KK || メトナミンほか
 - ・森下製薬 KK || デアペトンM
 - ・参天堂製薬 KK || 大学眼薬
 - ・山発産業 KK || ベオソンほか

「展示会」は既報の如く十二月一日から七日までの一週間富山市商工奨励館において開かれ、左記の県内五社、県外十四社の商品展示があり、薬業関係者多数參觀し盛会であった。また期間中毎日午後三時から「アジャと共に」の天然色映画が上映され人氣を博した。

・三共 KK || ヨウモトニツクほか

・万有製薬 KK || ザルコマイシンほか

・田辺製薬 KK || ニツパスカルシニウムほか

・山田安民薬房 KK || ロートネオマイ旦薬ほか

・わかもと製薬 KK || 錠剤わかもと

・武田薬品 KK || ベンザ、パンビタンほか

・第一製薬 KK || アポプロンほか

・藤沢薬品工業 KK || テリチオマイシンPほか

・日本新薬 KK || メトナミンほか

・森下製薬 KK || デアペトンM

・参天堂製薬 KK || 大学眼薬

・山発産業 KK || ベオソンほか

・森下仁丹 KK || 仁丹

・ 梶屋製薬 KK || 奇心丸

- ▽ 第一薬品工業 KK || ケロンバス、立山トンプクほか
- ▽ 共榮製薬 KK || 「精井、六神丸ほか
- ▽ KK 広貫堂 || 麻拉利通便、止瀉散ほか
- ▽ 三田製薬 KK || ベーピン
- ▽ 丸三製薬 KK || 靈芝丹、惠郎通新

(「森田新聞」昭和31年11月7日)

・ チップ

実際に見事にチップを受取ります。食事をする時に五百円
たゞ一百円出しますが、ボーナス百円札四枚と五
十円札一枚を腰に乗せて歩いて来ます。だからいやでも
五十円やらせるを得ません。」の事に驚するが過ぎり、氣
が利いていますか、チップをやらないと大変ボヤいてい
るようすです。

・ 中国語

大変難解です。私は毎日一時間ぐつオフィスの孫王さん
に夕食後習いますが、サンドイッチが三文治スペゲツテ
イが伊太利粉です。何故食物のことを書くかと申します
と、なんと云っても昼食を食べる時に欲しいと思つても
通じません。

朝は八時半頃1階のある市電に乗りオフィスへ出勤しま
す、1階は十センと1階は10センです。運転手、車
掌共に不類者ぞろいで特に混んでいる時などは人が乗る
乗らないに関係なく動き出したりします、日本なら当然
問題にされるところだが香港では日常茶飯事で、彼等を
別に批判する傾向もありません。

・ 美人はいるか。そして多いか？

我喜歡吃…。この点線のところが通じなければアウト。
したがつて、しばらくは三文治、三文治でしまいにはボ
ーイ氏は私の顔を見ただけで「三文治?」どうやらミス
ターサンドイッチと云つた感じです。

大変な難問題で、美人は少ないです。色は黒く顔の形も悪いです。中国人に云わせると、北京や蘇州の方がキレイだそうです。そして私達日本人好みに合いません、まして食堂などで、隣りのテーブルの女性が大きな口を開き鶏をガブリとやつていると、もういられません。

・中国の食事

私は毎日夜食は職員の孫さんの家でいただきます。このかぎりにおいては変化もあり、おいしいです。香港で好るのは食事だけだと云々たら笑われるかも知れませんが、実際私はそう思います。中国にはソベよりもウドンが多いことを初めて知りました。毎日たべるのが楽しみで通りています。

・住居

最近の香港は住居が不足で、アパートには中流階級でも一部屋一家族です。見てお時は二部屋ぐらいで、台所付きだったのでしようが、台所は共有で二、四家族が一緒に住んでおります。下級になると、一家族がベッド一つだけを借りている状況です。したがって建築ブームで毎

日の新聞広告にビルの告知が出ています。中国大陸からの難民の問題が朝日新聞に出ているのを見ましたが、それ以前に香港は過剰人口を抱えています、横に伸びられないでの山の中腹にどんどん立てています「耕して天に到」と云ふ中国の言葉がありましたが、最近の香港は獨立小屋雲を突く感じです。

▽六月六日

前回に引き続いて香港の見たままをお知り下さい

・スポーツ

なにぶん香港は狭いですが、ゴルフ場は、香港、九龍に各一カ所それに競馬場が一カ所です。公園にはバスケット、サッカー、テニスの設備があり中国特に香港ではサッカーが国技のようなかつとうです。五、六才からサッカーをやり、遊びに行くにもサッカーボールをかかしません。夕方、孫さんの家へ食事に行くのに公園を通りますが、沢山の人がサッカーゲームを見ており、新聞も一直是サッカーの記事を掲載している。野球は駄目で街のオッサン達はもっぱらサッカーに熱狂しております。

・公園

暑いのと狭い部屋に雑居しているから、夜の公園は大賑いです。家族連れや独身者、アベックなどそれぞれスタイルで夜をすごしている。宮城前広場など序の口で、

チヤイナドレスの姉ちゃんが彼氏とチヨウチヨウナンナ。その隣りで子供がサッカー、私はそれを見ながら煙草をふかり、紅豆冰（ホンドーピン、氷アズキ）波羅冰（ボーロピン、氷ペイン）が安くてうまい、一杯六十セント（四十円）

・食事

アパートの一画に三、四世帯が同居している関係上、共同炊事が多いようです。またお客を招待する場合にも宴会などで全然関係の無い人も来ます。例えば、周さんに招待の口が掛けたとします。「今日本から友人が来ているので都合が悪いです」「なにを云っている、君の友人なら私にとっても友人ではないか、ぜひつれて來い」かくて人数はふえるばかり、あの人をよんで、この人をよばないと云うのはいけないらしく、だから香港の食堂は

丸儲けです。大変よく呑み、よくたべます。ナポレオンのブランデー（フランス製で最高級品）をガブガブやっているのを見ると変な気持ちです。

・新聞

最近は確かに社会不安感が強いようで、特に中国との問題がからみますし生活難ですから、若い人達は過去の日本がそうであったと同じような状況におかれています。また自殺が非常に目立ち、大抵はビルからの飛び降りです。原因は失恋が多いとのこと。したがって若い人がほとんどです。ここでは女より男の数が多く、しかも女性は外国の男性に興味を持っているから中国の男性は頭へくるのも当然です。犯罪なども性犯罪が大きく報道されている。しょせん香港は限られた一部のエリートの天国でしかありません。この点、東南アジアでは日本が一番住みよい国で、私が日本人である無しにかかわらず日本の優秀さに格別です。

・端午の節句

六月六日は陰曆の五月五日にあたります、日本のように

鯉のぼりは立てませんが、チマキに似たものを作り、それと卵をゆでて御祝にします。男女に関係なく子供の日で、商店も休業、学校も休みです。私も今日は昼食と夜食に端午節だからと家庭サービスに招かれています。

・頭に来た事

先週の日曜日に船でマカオに行つた際のことですが、入国検査手続きを船の中でやります。一等船客四十名ほどの中、私が一番最後でした。これは、私が日本人だったからで、ポルトガル政府にとっては、日本は敗戦国で東洋人だとの意識をもつているらしく、朝鮮人の次でした。語学が堪能なら、タンカの一つも切ってオドカスのですが…。帰つて大学同期の友人で香港東宝の支店長戸田君も同じ扱いを受けたそうで、これだけが、今までのところ頭へ来た唯一の出来事です。

▽六月八日

今週はずつと雨にふられっぱなしです。貯水池はまだ十分でないとかで節水をしています。

五日から薬店訪問を始めていますが、毎日ぬれるのでガ

ツカリします。

薬店の訪問は進行中で、大体において好評です。したがつてどうやら軌道に乗つたと考えられ、中心部では価格の安いのと七五セントという半ばな価格に苦情を云つていますが、妙なもので、この五セントの半ばが消費者にも、店主にも奇異感を与え、注目率を高めているらしい。したがつて記憶率から考えれば大変良い政策であると申せますし、小売店主側から文句がでる理由です。

▽六月十日

香港の薬店についてお知らせします。

①宣伝しないと売れないと言わるのは何故か。

中国の薬店は六・八割が中国薬と西洋薬の併合店です。薬剤師としての特別の資格は不要のように見受けられます。もしくは簡単な認可制でしようか。

このことは大変に重要なことです。客に対してその症状を聞いて適当な薬品を推せんすると云うことはあまりしません。したがつて指名買いの場合には文句はなく、それを売ればよいわけです。

ところが何んとなく買ひにくる人、頭が痛い、腹が痛い
一この場合に商品名を消費者が指定しない場合には、日本
ならば薬剤師は症状からおしてこれと思うものをすす
めます。きわめて良心的です。中国ではそのかわりを中國医(漢方医)がやります。中国医の処方は生薬(漢方薬)
で、値段は割合高いようです。西薬、中薬、中医—この三者が共存して一軒の薬店を形成しており、①大衆が無知な点もありましょう。②中国で発生した中薬の魅力もあり、③薬店員の能力の点等が考えられたから一般の西

洋薬については、ほとんど知りません。新聞などの広告機関を通して知つておれば買うが、そうでなければ中医と生薬です。したがつて宣伝をして大衆がその商品名を記憶して指定してくれなければ売れません。これがいわゆる薬は宣伝をしなければ売れないと言われる大きな原因のようになります。ただしこれは私個人の見かたです。

②薬店の構成と地位

日本では薬局又は薬店を一般商店とは異つた見方をして
いる。ところが中国では一般商品と同様に差別せずに考

えているのではないでしょうか。狭い地域ですから薬店と洋服屋、雑貨屋が同居していてもなんとも思つていません。それに商業都市ですから商売に徹していて、五セントでも一〇セントでも儲かればよいという考え方。又金が大切であると云うこと、これが中国人にしみこんでいます。ですから店頭にいる店員も薬品の事を知らなくて商売さえうまければよいのです。こう云つたこともあわせて薬店の地位はあまりよくないと考えられます。

③広告の反応

西医や中医では高くつくせいもあり、新聞広告などで知つていればまずそれを指名して買うように思われます。ですから広告の反応は割合に早く出てくるようです。薬店へ新聞の切りぬきや、薬の空箱をもつていくのを、日本なら笑つて見ておれます。香港では大問題で、彼らはそうする事によつて安い金額ですまそらとします。だから無比膏が七五セント(約四八円)だということはちゃんと知つていて、店によつては八〇〜九〇セント一香港ドル(約六四円)で売つていると、大変な騒ぎになる

らしいです。

④店員の質

薬店員の質はよくないです。ゴム風船やタオルが珍しいせいもありますが、ゴム風船をポケットに仕舞いこんだり、私の目の前で紙に五、六コ包んでもって帰るうとする店員もいます。日本語が通用するなら、どなりつけるところです国民性というかこんな事をするのは何ともないようです。先日も広告物が送られて来た時も一十本入りタオルが一函そつくり無くなっていて文句を云っても駄目でした。

⑤中医

黒タンの机、椅子にこしかけ、なんとなく莊重なふんいきがあります。私には日本の占師を連想してなりません。生薬の処方なども、薬店とコンビで適当になるようにしているのではないでしょうか。

⑥問屋

純粹の問屋と云うものの存在がありません。

薬店は小売専門が多いのです。問屋的な仕事は輸入業者

や薬店が、それぞれ個人的な思惑でやっていきますので、卸売りとしての一貫した流通ルートはありません。

(「薬日新聞」昭和三十七年六月十六日。
二二三三日 池田嘉重稿)